

新潟市行政改革プラン2018

【2018年10月～2023年3月】

素 案

平成30年10月

新潟市

目 次

はじめに	1
第1章 プラン策定の背景	
1 次期行政改革プラン 2018 の早期策定	2
2 これまでの行財政改革の取組	3
3 新潟市の現状と課題	4
(1) 財政の状況	4
(2) 公共施設等の状況	10
(3) 組織と職員数の状況	13
第2章 プラン策定の考え方	
1 行政改革プラン 2015 中間評価の実施	18
2 計画期間	18
3 改革の基本的な方向性	18
第3章 改革基本方針～具体的な取組	
I 行政経営品質の向上に向けた取組の強化	21
1 選択と集中による経営資源の適正配分	21
2 戦略的な都市経営の推進	22
3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現	23
II より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進	24
1 市民や民間など多様な主体とのさらなる協働の推進	24
2 市民への情報公開・情報発信と市民参画の推進	24
3 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討	25
III 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化	27
1 持続可能な財政運営	27
2 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化	27
3 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進	28
4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善の推進	29
第4章 行政改革プラン 2018 の推進方法	
1 行政改革プラン 2018 の推進体制	30
2 行政改革プラン 2018 の進捗マネジメント	30
3 進捗管理の公表	30
第5章 行政改革プラン 2018 の重点改革項目と具体的な取組一覧	
1 行政改革プラン 2018 の重点改革項目	32
2 行政改革プラン 2018 の体系（具体的な取組一覧）	34
(巻末) 資料編	38

《-はじめに-》

第1章 プラン策定の背景

1 次期行政改革プラン 2018 の早期策定

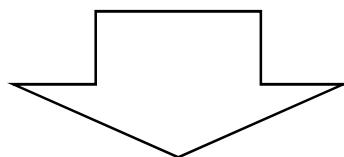
本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来や国際化・高度情報社会など市民生活に直結する課題の多種多様化、また公共施設の老朽化などに対応しつつ、市民サービスを維持・向上させ、市民の皆さまが安心して暮らせる「安心政令市にいがた」を確立していくには、持続可能な財政運営は欠かせません。

これまで以上に行財政改革を徹底し、限られた経営資源^{※1}の選択と集中を行い、財政の健全化を図るとともに、市役所内部の組織・定員の適正化にもスピード感をもって取り組む必要があります。

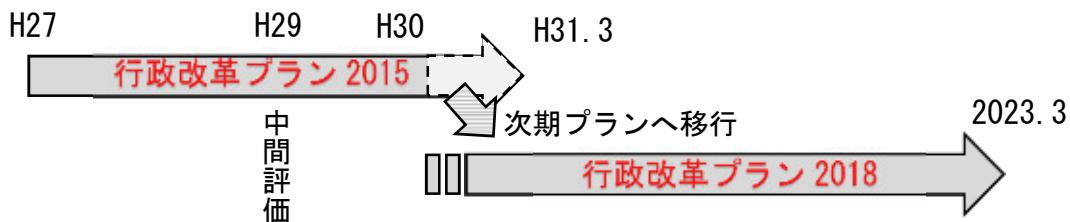
このため、現行プランの見直しではなく、次期行政改革プランの策定を早期に行い、将来を見据えた改革に着手することとしました。

【本市が抱える行政改革における主な重要課題】

- ① 本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来
- ② 扶助費をはじめとする社会保障費の増大
- ③ 市債残高の増加や基金の大幅な減少
- ④ 公共施設の最適化
- ⑤ 市役所内部の組織・定員の適正化



次期行政改革プランに位置付け着実に実行



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

2 これまでの行財政改革の取組

本市では、平成8年3月に「新潟市行政改革大綱」を策定して以来、新しい行政課題に対応できる職員の育成や簡素で効率的な行財政運営など、各時代の社会環境の変化に対応した行政改革に取り組んできました。

大規模合併後は政令指定都市として、行政サービスの質的向上と持続可能な財政運営の両立を目指して行政改革に取り組んできました。平成27年3月に策定した行政改革プラン2015では、「時代の変化に即応した行政経営品質の向上」「市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化」「持続可能な財政運営の確立」の3つを重点改革項目として取組を進めてきました。

年度	取組内容（○は各計画における重点改革項目）
平成8年3月	新潟市行政改革大綱 策定 ○時代の変化に対応できる職員の育成 ○社会環境の変化への対応 ○簡素で効率的な行財政の運営
平成15年7月	市政改革・創造推進のための基本指針 策定
平成15年11月	市政改革・創造推進プラン 策定 ○情報公開・提供推進 ○市民参画の推進 ○機構・行財政改革の推進 ○評価の徹底
平成18年3月	行政改革プラン2005 策定 ○分権型の市役所づくり ○情報の共有化 ○市民との連携 ○役割の明確化 ○経営基盤の安定化 ○評価の充実
平成22年3月	行政改革プラン2010 策定 ○政令指定都市機能の充実の充実 ○新しい公共の構築 ○財政の健全化
平成25年3月	行政改革プラン2013 策定 ○「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化 ○市民との真のパートナーシップの形成 ○持続可能な財政運営の確立
平成27年3月	行政改革プラン2015 策定 ○時代の変化に即応した行政経営品質の向上 ○市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化 ○持続可能な財政運営の確立

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

3 新潟市の現状と課題

(1) 財政の状況

本市は、平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市に移行し、以降その土台をより強固なものとするため、拠点化と個性化を軸にまちづくりを進めてきました。この間、平成19年の中越沖地震や平成20年のリーマンショックの影響などにより税収が減少し、厳しい財政運営を強いられたこともあります。現在では市債残高^{※2}が増加し、基金^{※3}は大幅に減少するなど大変厳しい財政状況が続いています。

また、わが国全体が本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に直面し、税収等の大幅な伸びが見込めない状況の中、医療や介護、子育てなどの福祉に関する扶助費^{※4}をはじめとする社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化への対応など、多様化する行政ニーズと重点課題への対応をしっかりと行っていく必要があります。

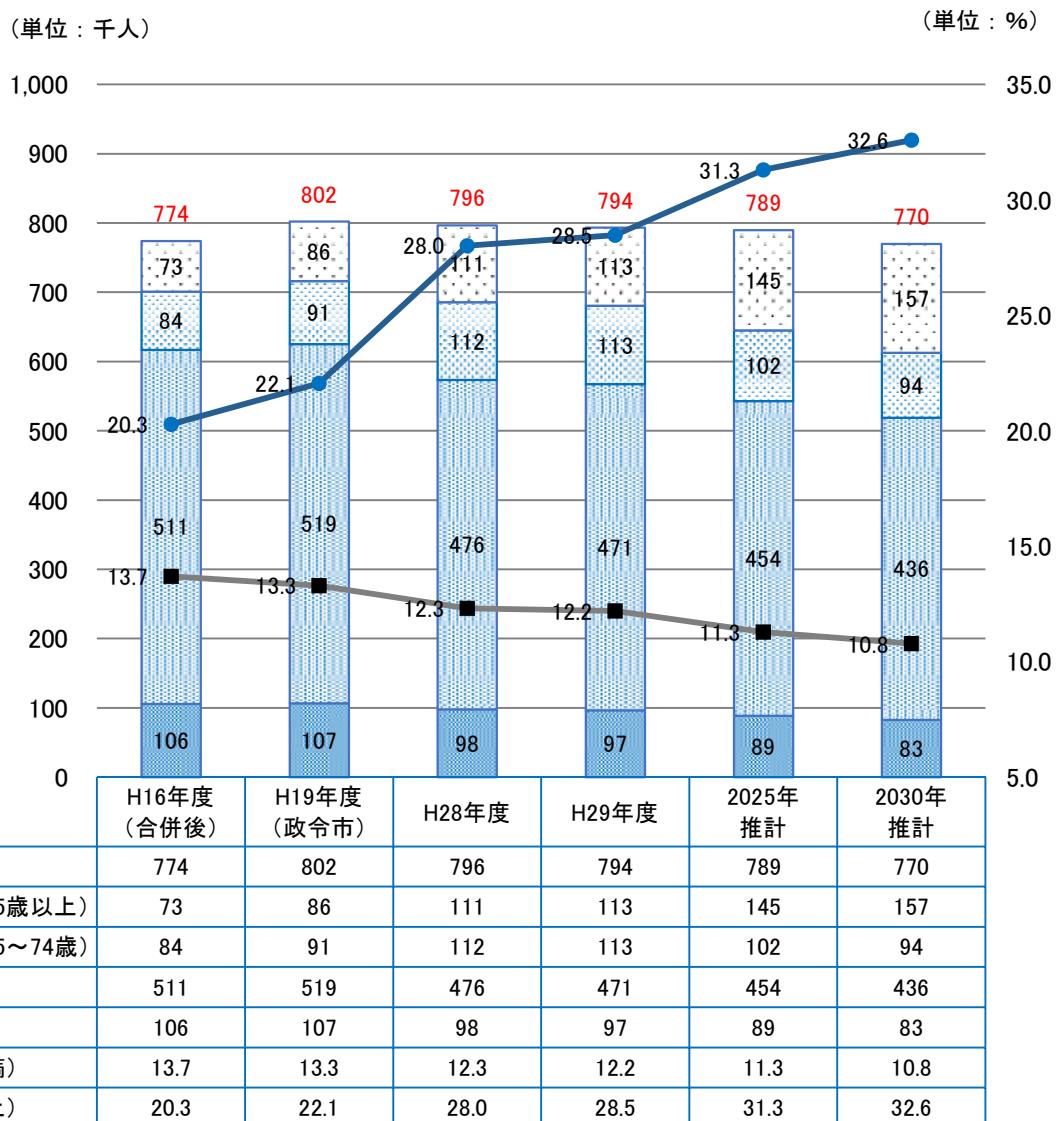
市民の安心安全な暮らしの実現と、活力ある新潟づくりの両輪で「安心政令市にいがた」を確立していくためには、限られた経営資源の選択と集中を図り、行財政改革を徹底することで、持続可能な財政基盤を構築していきます。

①新潟市の推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、本市の人口は、今後も人口減少や少子・高齢化の急速な進展が見込まれており、2030年には現在との比較で約2万4千人の減少が見込まれています。年齢別に見ると、65歳以上の高齢者人口は約11%増加し、中でも75歳以上の人口は約39%も増加する見込みです。その半面、地域経済を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満）^{※5}は約7.4%減少する見込みです。また、15歳未満の年少人口では約14%もの減少が見込まれており、このままでは将来的にも生産年齢人口はますます減少する見込みとなっています。

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

<図表1 新潟市の推計人口>



- 平成29年度までの人口は、年度末時点における住民基本台帳人口
- 2025年以降の推計人口は、平成27年度国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計
- 年齢別の内訳は四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

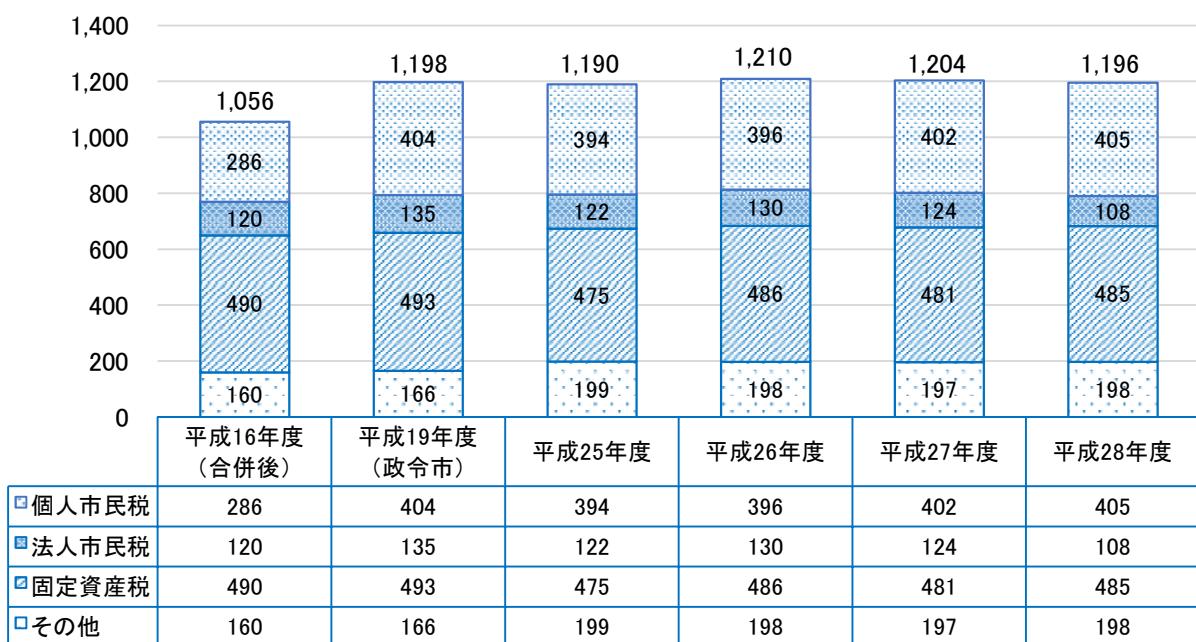
②市税収入の状況

市税の総額は、政令指定都市移行による税源移譲の影響から増加したもの、長引く景気の低迷から個人市民税・法人市民税とも減少傾向にありました。その後、給与所得等の増加により個人市民税は増加傾向にありますが、法人市民税は法人税率の引き下げなどにより平成28年度は減収となりました。

また、平成28年度決算比較において、本市の人口1人当たり市税収入（149,505円）は政令指定都市平均（185,894円）を下回っています。

＜図表2 市税収入の推移＞

単位：億円



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

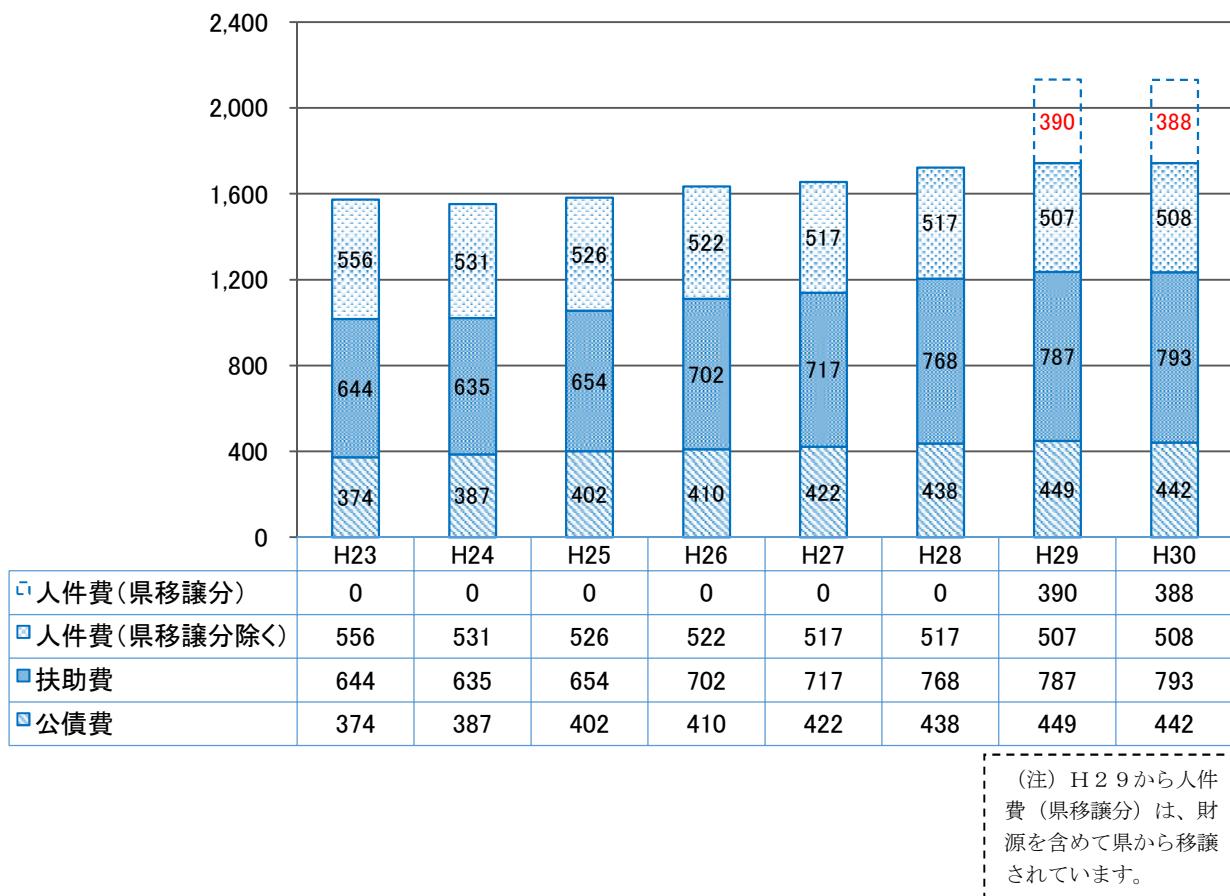
③義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加

義務的経費^{※6}のうち人件費は、これまでの定員適正化の取組などにより減少傾向を維持できています。なお、平成29年度から義務教育に係る県費負担教職員^{※7}の給与負担等が財源を含め県から移譲されたことに伴い、全体額としては増加しています。扶助費は生活保護のほか、高齢化の進展や子育て支援などへの対応により増加しており、過去に発行した市債の償還金である公債費^{※8}についても増加傾向となっています。その結果、歳出予算全体に占める平成30年度の義務的経費の比率は56.1%となっています。

義務的経費は性質上、支出が義務付けられているため、義務的経費の割合が高くなれば、財政が硬直化^{※9}し、政策的な経費^{※10}に充てる財源に余裕がなくなり、市民サービスにも影響を与える恐れがあるとされています。

＜図表3 義務的経費の推移（予算ベース）＞

単位：億円



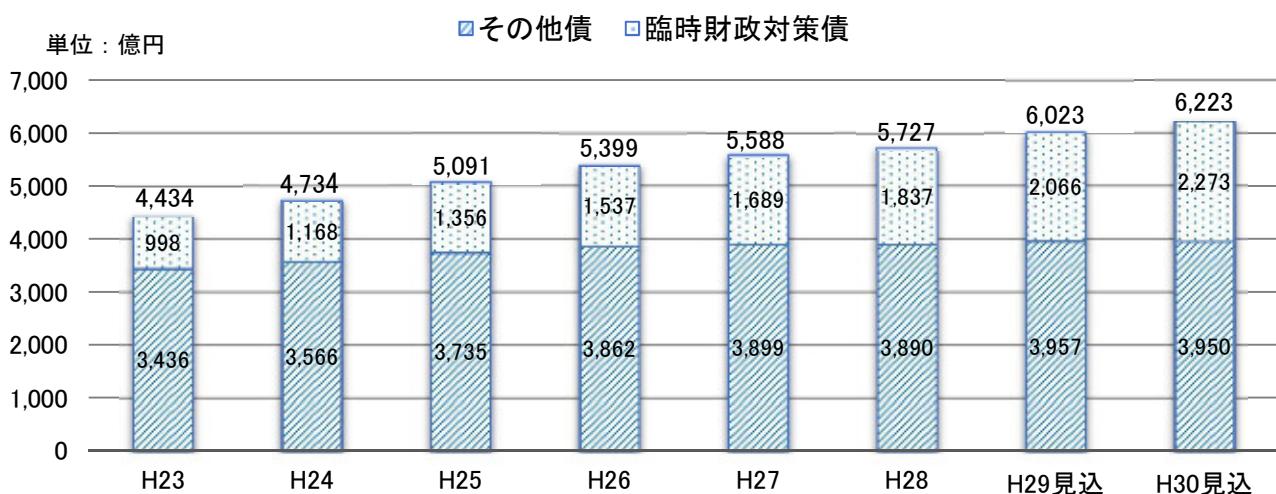
「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

④市債残高の増加

市債残高については、普通交付税^{※11}の振り替わりである臨時財政対策債^{※12}の増加などから、平成 30 年度末では、6,223 億円の市債残高が見込まれています。

合併建設設計画^{※13}は平成 26 年度で終了しましたが、新潟駅周辺整備の進捗など、平成 29 年度までは臨時財政対策債を除く市債残高の増加が見込まれており、過度な将来世代への負担とならないよう市債残高の抑制に努めていく必要があります。

＜図表 4 市債残高（一般会計）の推移＞

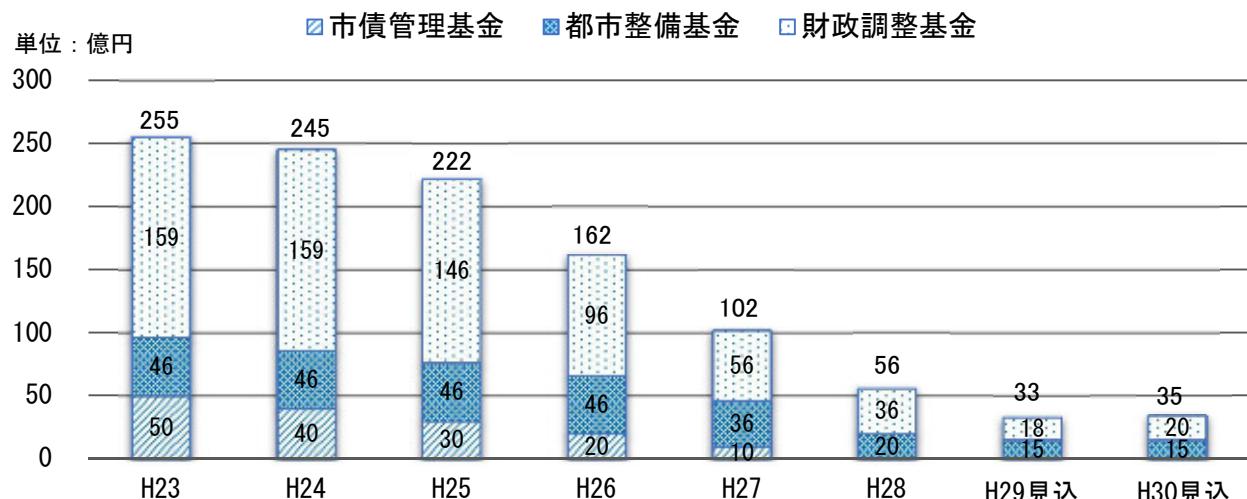


⑤基金残高の減少

本市における市債管理基金、都市整備基金、財政調整基金の主要 3 基金の残高は、平成 29 年度末で 33 億円程度まで減少する見込みです。

平成 30 年度当初予算編成では、基金の取崩しから積立に転換しましたが、緊急時や災害時などの財政需要や国の制度変更に対応するため、基金を一定額積み立てていくことが必要であることから、より一層の行財政改革を徹底し、持続可能な財政基盤を構築する必要があります。

＜図表 5 基金現在高の推移＞



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

⑥今後の財政見通し

本市では、急激な人口減少・少子超高齢社会を迎える中、にいがた未来ビジョンの策定を契機に、持続可能な財政運営を行うため中期的な財政予測計画を策定しました。

財政予測計画は、税制改正や経済動向などの諸事情を踏まえ毎年度見直していますが、現時点における収支の伸び率や投資的経費の動向、市債の発行や償還などを見込んだ結果、2022年度における臨時財政対策債を除いた市債残高は3,833億円となり、本市が2015年度に設定した財政目標（臨時財政対策債を除く市債残高を2022年度までに3,800億円以下に縮減）に到達していません。

また、2018年度予算編成において基金の取崩しから積立に転換するとともに、現時点における行財政改革効果を踏まえ、一定程度の基金の積立てを見込んでいますが、今後想定される会計年度任用職員制度をはじめとする国の制度改革の影響のほか、2017年度の大雪に係る除排雪経費への対応などにより、財政見通しは不透明となっています。

<財政予測計画> 2018年3月策定期点

(単位:億円)

	2015決算 計画初年度	2016決算 計画2年目	2017予算 計画3年目	2018予算	2019見込	2020見込	2021見込	2022見込
収支率	-	-	-	-	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
投資的経費 〔下段:決算見込〕	559	497	433 (494)	356 (501)	496	459	437	437
市債償還額(元金)※	289	295	297	308	300	298	302	312
市債発行額※ 〔下段:決算見込〕	326	286	263 (339)	221 (301)	295	280	272	273
市債残高※ 〔2017,2018年度は決算見込〕	3,899	3,890	3,932	3,925	3,920	3,902	3,872	3,833
年度末基金残高	102億円	56億円	33億円	35億円	41億円	48億円	61億円	76億円
行財政改革効果額 (2018～事務事業点検効果額) 〔下段:単年度効果額〕	7億円	14億円	14億円	46億円	10億円 (10億円)	14億円 (4億円)	17億円 (3億円)	20億円 (3億円)
備考		・経済対策補正 投資的経費 144億円	・経済対策補正 投資的経費 57億円		・新潟駅周辺整備事業、中央環状道路事業の増 ・(仮称)ふるまち庁舎整備	2017年度の大雪に係る除排雪経費への対応として、市債残高が増加したことにより、市債償還額が25億円増加する見込み		

※臨時財政対策債を除く

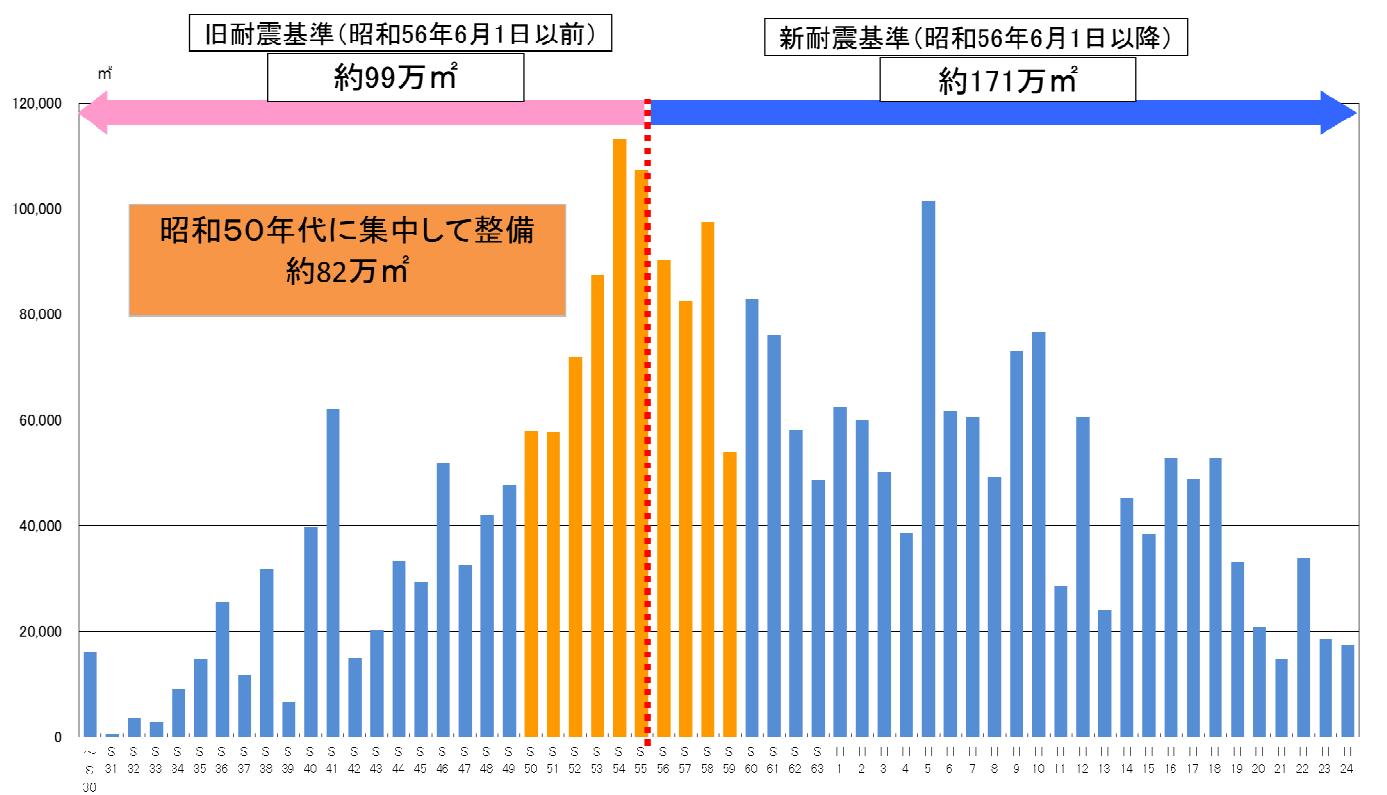
「●●用語※番号」については、巻末の用語解説(P43～)を参照

(2) 公共施設等の状況

本市は約1,800施設（公有財産台帳ベース）、約270万m²の公共施設を保有しています。人口一人あたりの行政財産建物保有面積は、公営住宅を除くと2.91m²/人で、20政令指定都市の平均値2.22m²/人を大きく上回り、政令指定都市の中で最大となっています。また、多くの公共施設は、人口増加が著しかった昭和50年代に整備されており、今後、老朽化による改修や建て替えの時期が一斉に到来することが見込まれます。

全ての施設について、標準的な 60 年周期での建て替えや改修を行うには、今後、50 年間で必要な費用は約 1 兆 2,233 億円（年平均約 245 億円）となります。近年の公共施設の整備や改修等に実際に要した金額は年平均で約 121 億円であることから、単純に計算すると毎年約 124 億円が不足することになります。施設の長寿命化を進めて 80 年周期の設定としても、約 9,000 億円（年平均約 180 億円）が必要と推計され、毎年約 59 億円が不足することになります。

＜図表6 築年別にみた公共施設の整備状況＞



※ 市有特定建築物：体育館 1 階、学校・福祉施設等 2 階、その他 3 階以上かつ $1,000 \text{ m}^2$ 以上の建物。

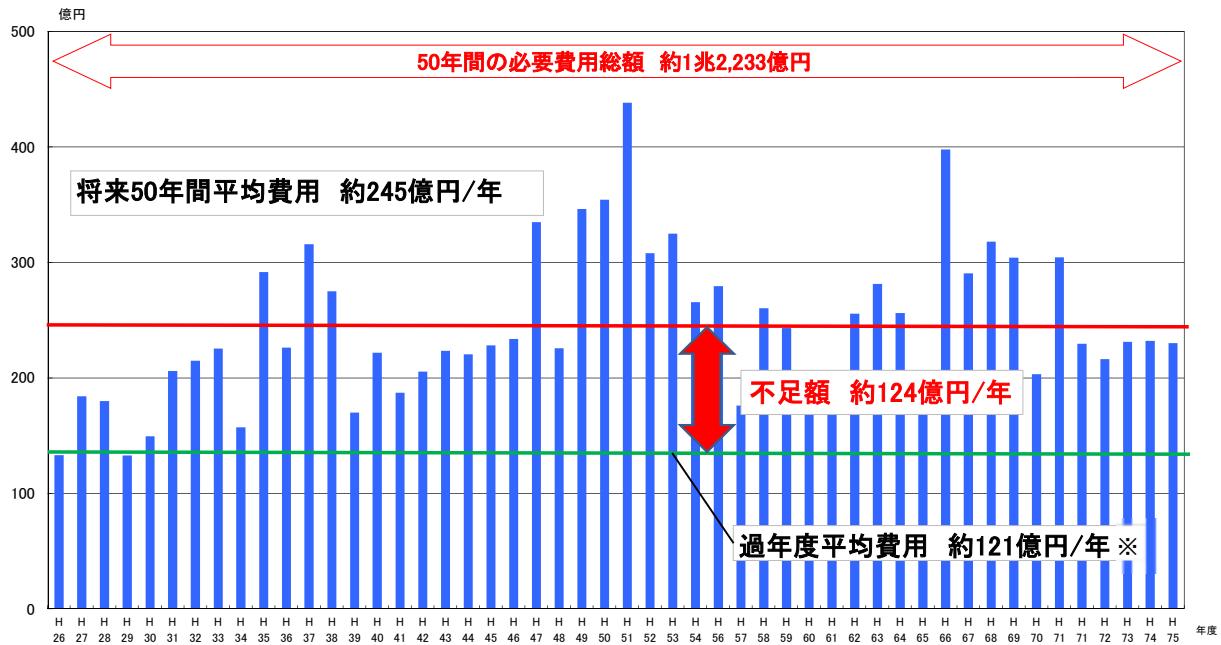
年廣

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

①(図表7) 標準的な耐用年数に基づく将来費用(標準シナリオ)

[前提条件]

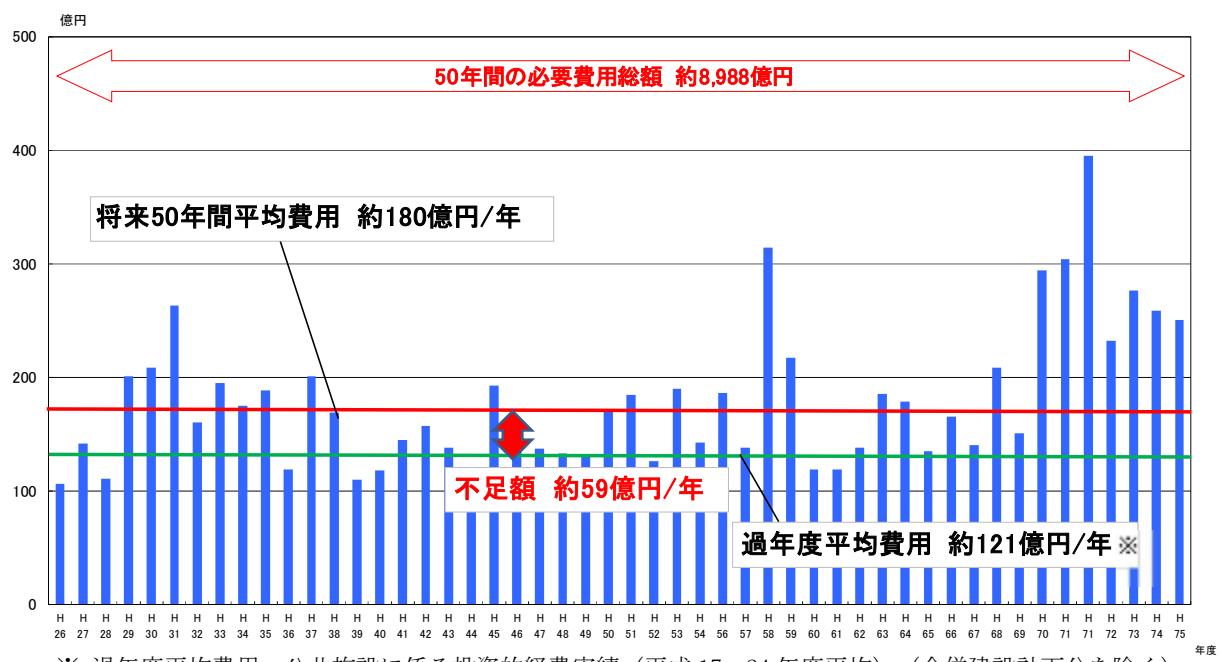
- 耐用年数: 60年
- 周期: 補修15年、修繕30年、建替え60年



②(図表8) 長寿命化を実施した場合の将来費用(長寿命化シナリオ)

[前提条件]

- 耐用年数: 80年
- 周期: 補修20年、修繕40年、建替え80年

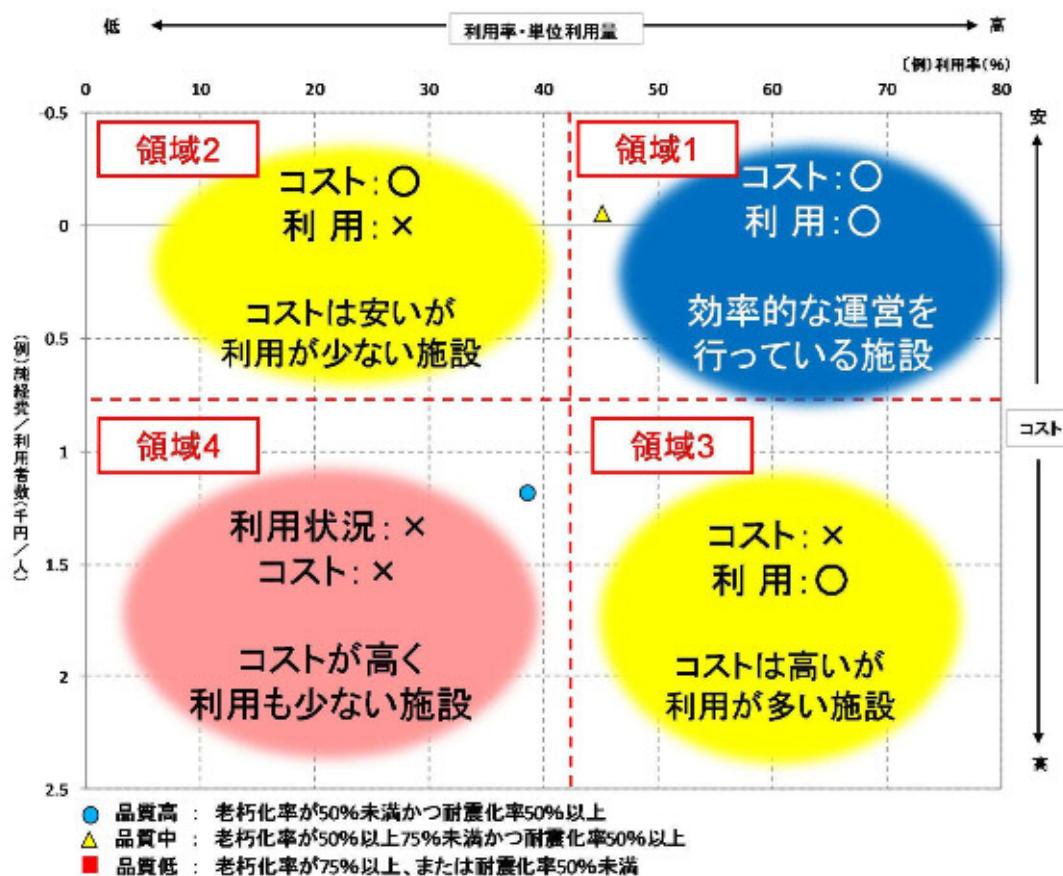


「●●用語※番号」については、巻末の用語解説(P43～)を参照

また、新潟市財産白書では、各施設の用途ごとに、コスト状況や利用状況を基にして「領域1」から「領域4」まで4区分に分類し、分析を行っています（図表9参照）。

「領域1」はコスト状況、利用状況ともに良好な施設、反対に「領域4」は相対的に高コストかつ利用が少ない施設であり、こうした分析結果をもとに、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

③（図表9）公共施設の状況分析の取組



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

(3) 組織と職員数の状況

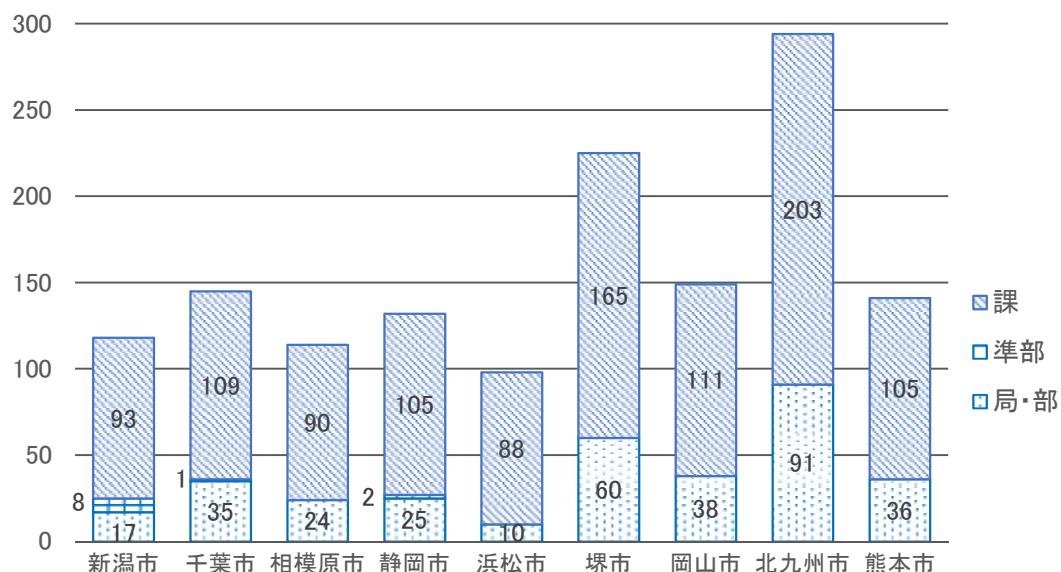
① 組織の状況

本庁では新しい行政課題に対応するため、課等の組織が増加傾向にありました。また、区役所では、同規模政令指定都市と比較すると区の数が多いことや、市民に身近な事務を区役所で行う体制としていることから、課等の組織の数が多い傾向にあります。

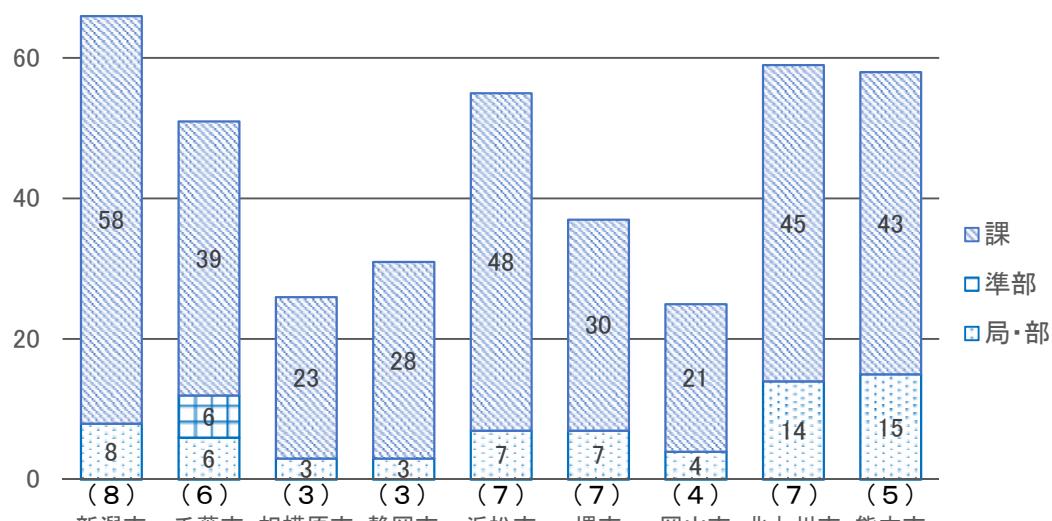
持続可能なまちづくりに向けて、平成30年度は組織のスリム化を図りました。今後も、一定の成果や方向性が出され運用段階に至った組織について見直しを行い、小規模課などを関連性の深い組織と統合するなど組織力の強化を図るとともに、管内人口や取扱業務量、業務の連携などを踏まえて、区役所組織を見直しする必要があります。

<図表10 本庁と区役所の組織数比較>

本庁（市長部局）の組織数（H30年4月1日現在）



区役所の組織数（H30年4月1日現在）



※ () 内は区の数

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

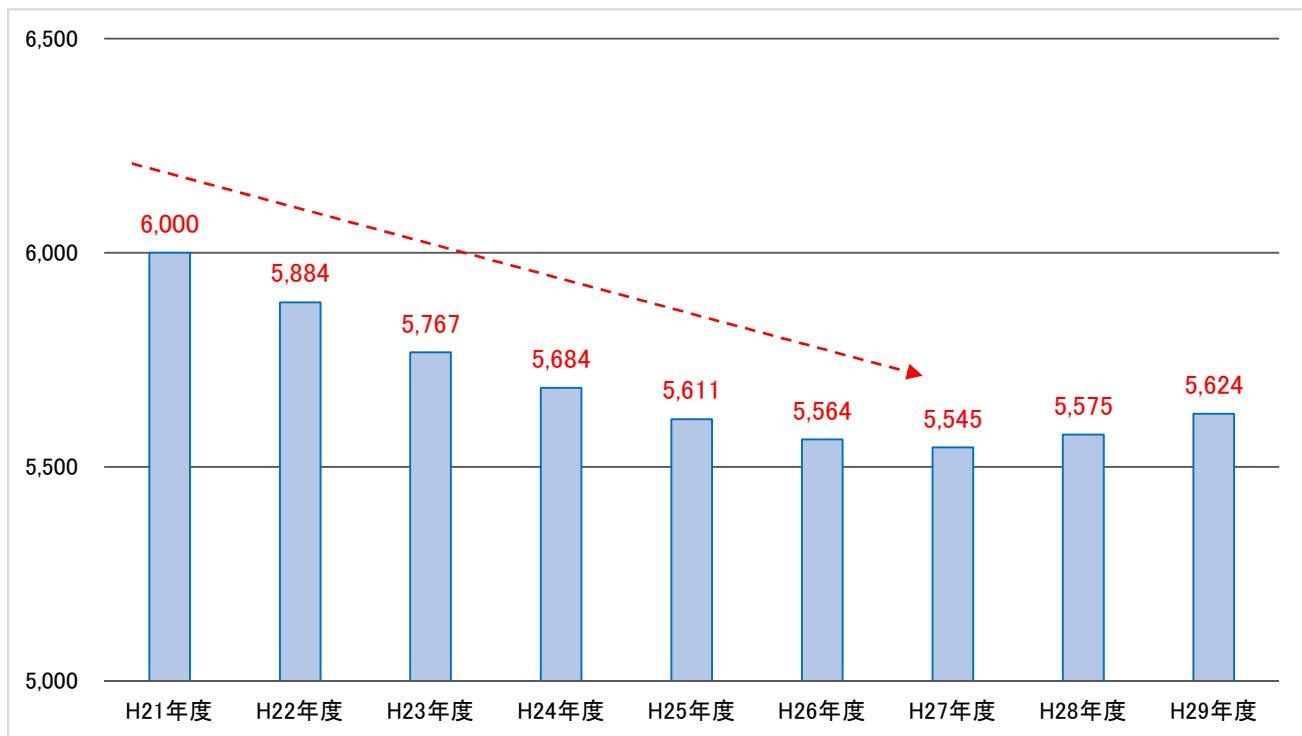
② 職員数の状況

本市ではこれまで定員適正化^{※14}による歳出削減など、行財政改革に積極的に取り組んでおり、平成17年度からの第2次定員適正化計画、平成22年度からの新・定員配置計画により、10年間で普通会計^{※15}部門の職員852人を減員してきました。これは、平成19年度を基準とした過去7年間の比較では、堺市、北九州市に次ぐ減員率になっていますが、平成27年度からは生活保護の増加や地域包括ケアシステムの取組強化といった課題に対応するため、福祉に関する民生部門を中心に若干の増加に転じています。

また、部門別では公立保育園を数多く設置していることや、各区役所に農業部門を取り扱う部署を設置していること、また公民館職員や給食調理員等の配置により、同規模政令市と比較して、民生や農林水産及び教育部門の職員数が多い状況になっています。これは、都市の特性や行政ニーズの違いなどの背景によるものですが、将来を見据え、効果的・効率的な定員管理に努めていく必要があります。

なお、年齢構成では、45歳周辺の職員数が多く、30歳代の職員層が薄くなっています。年齢構成に偏りが生じています。円滑な業務の継承や組織力を維持するためにも若手、中堅、管理職のバランスは重要な要素の一つと考えられますので、引き続き外部人材の活用も視野に入れながら、各世代間の平準化にも取り組んでいく必要があります。

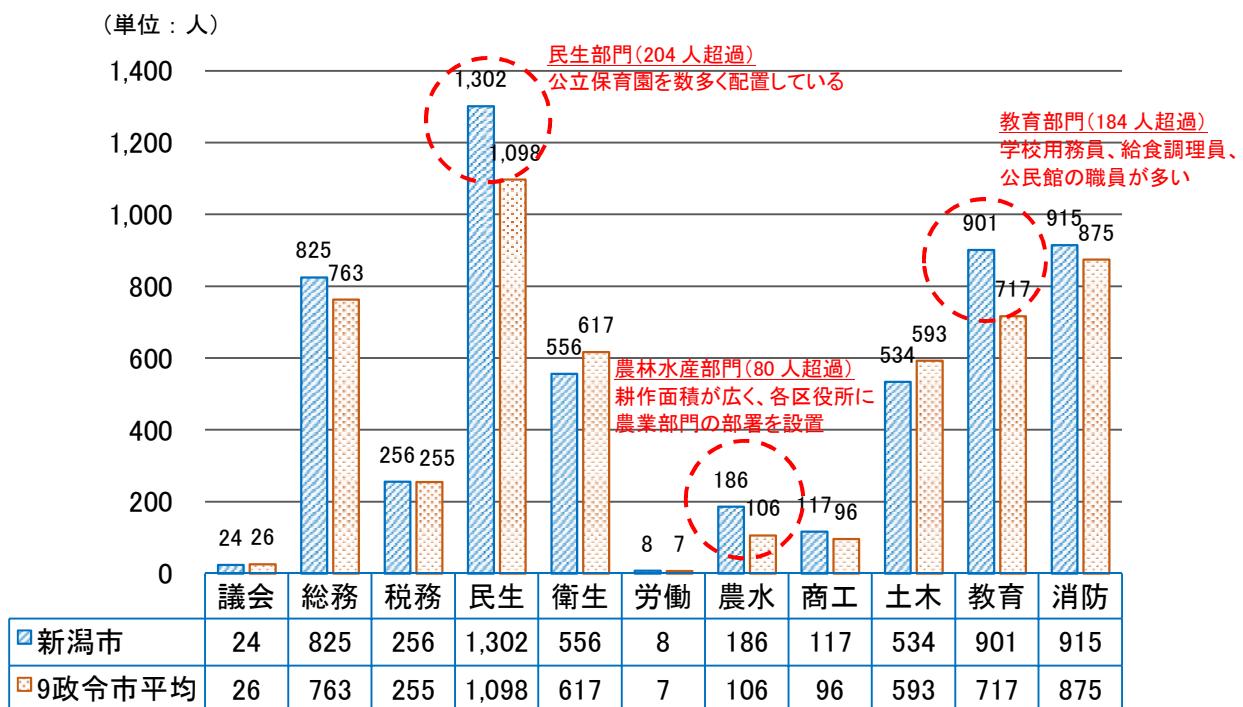
<図表11 本市における普通会計職員数の推移（人）>



※前年との比較のため、H29の職員数は県費負担教職員数を除く。

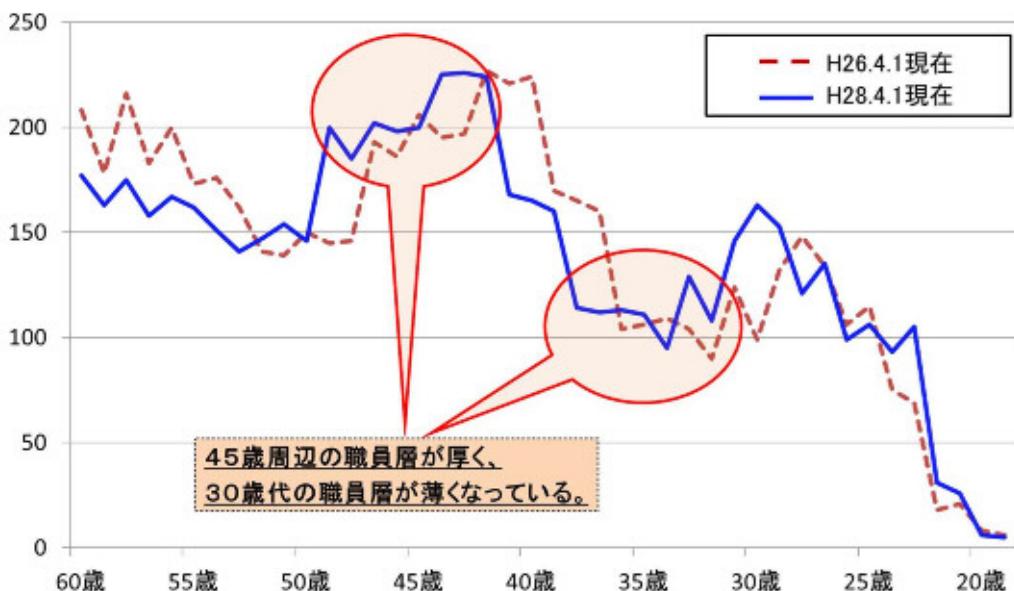
「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

<図表12 市職員の同規模政令市との比較（普通会計・部門別）>



9 政令市平均とは、同規模政令市(千葉、相模原、静岡、浜松、堺、岡山、北九州、熊本、新潟)の人口1万人あたりの部門別平均職員を算出し、新潟市人口にあてはめることにより算出したもの。(H29.4.1 現在比較)

<図表13 市職員年齢別職員数（水道、病院除く）>

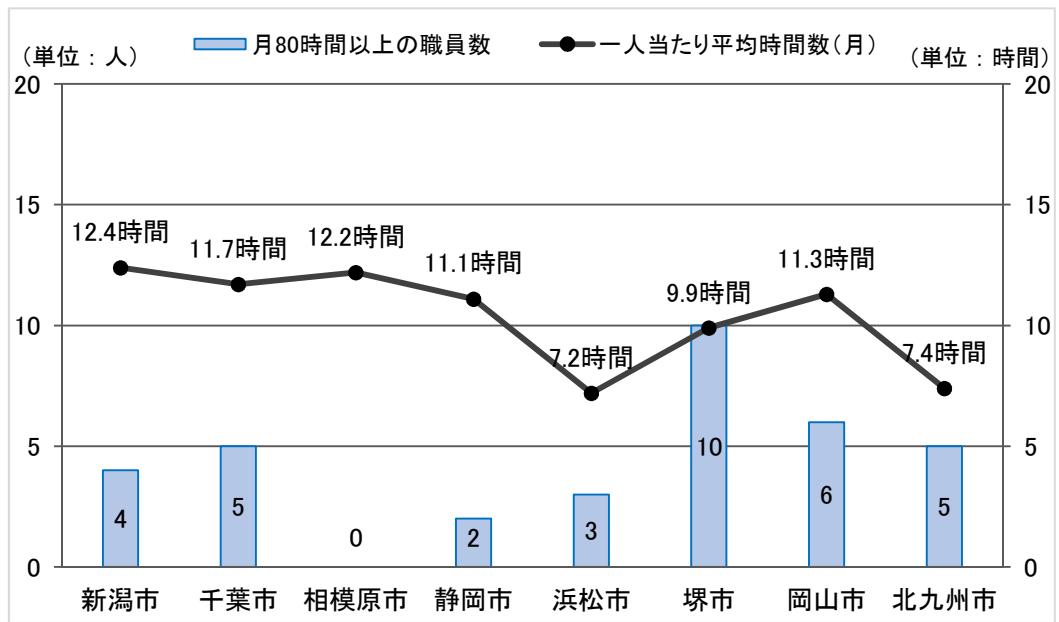


「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

本市職員の時間外勤務の状況（平成 28 年度）は、月平均時間が 12.4 時間、月平均 80 時間以上の職員数が 4 人となっており、同規模政令市と比較して多い状況となっています。また、年次有給休暇の消化率や男性の育児休業取得率も低い数値になっています。

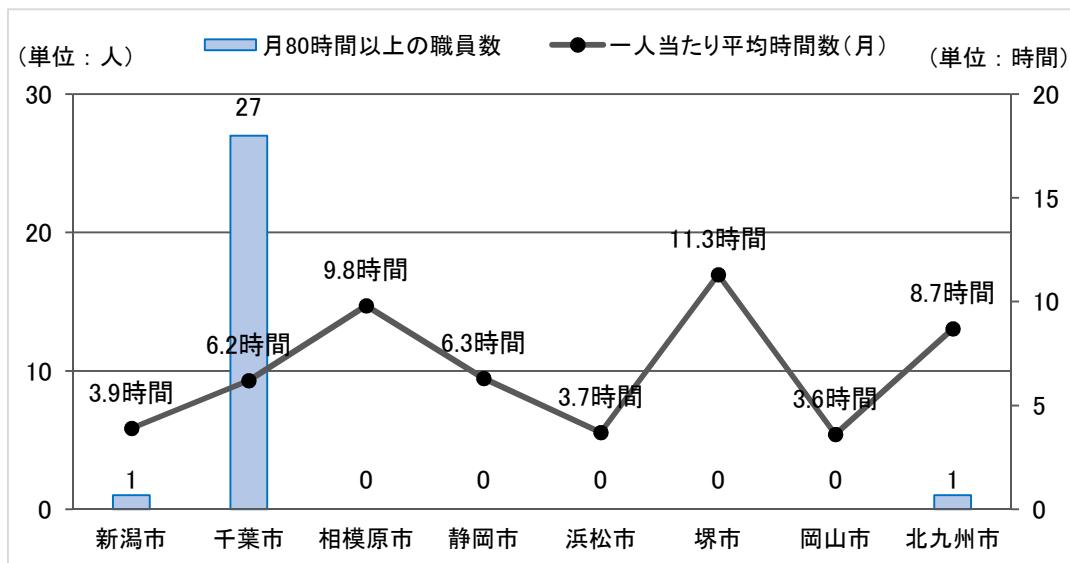
長時間労働の是正に向けては、事務の実施方法の見直しや共通事務の集約化・ICT^{※16}活用による効率化を進めるほか、ワーク・ライフ・バランス^{※17}やディーセント・ワーク^{※18}の実現に向けた「働き方改革^{※19}」を進めていく必要があります。

＜図表 14 平成 28 年度時間外勤務の状況（市長部局）＞



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

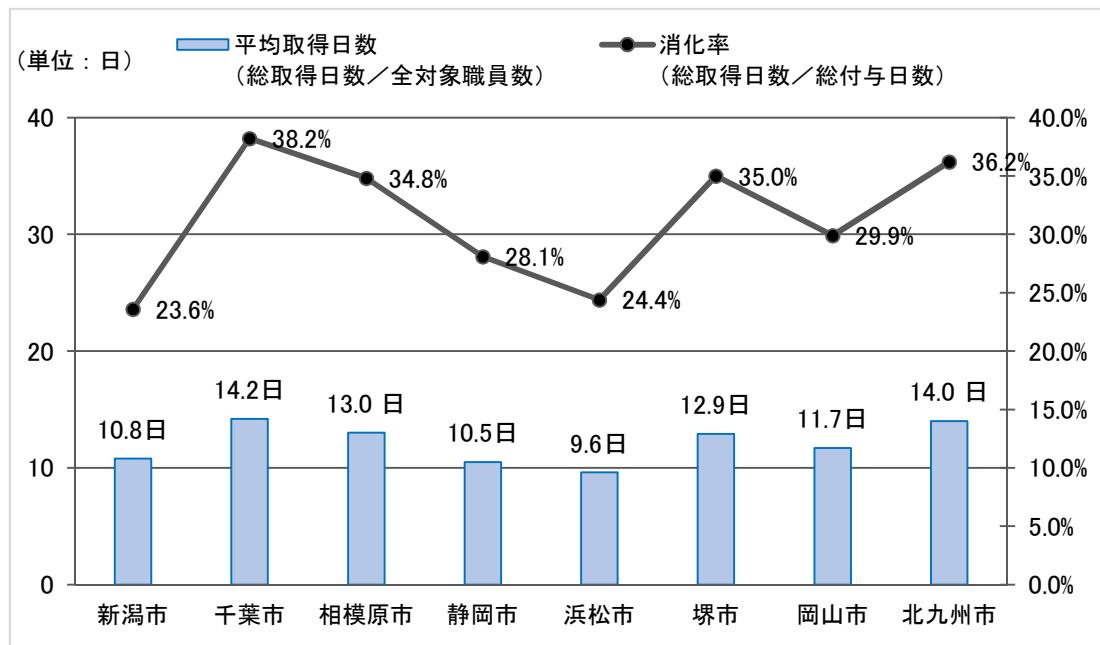
＜図表 15 平成 28 年度時間外勤務の状況（教育委員会事務局）＞



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

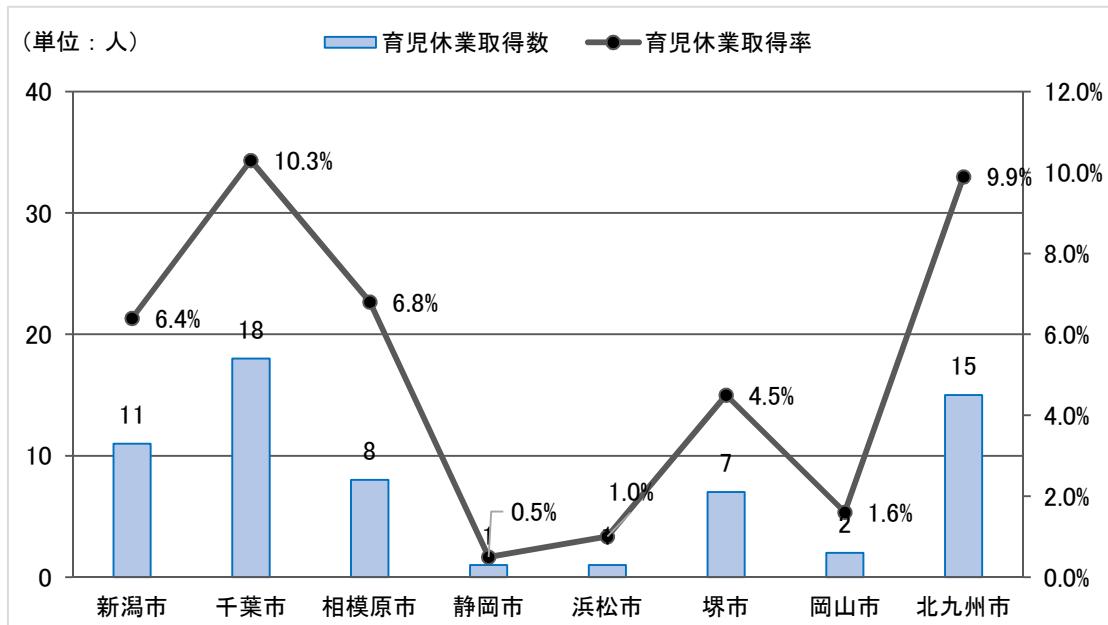
「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

<図表16 平成28年度年次有給休暇の取得状況（市長部局）>



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

<図表17 平成28年度男性の育児休業取得の状況>



(※特殊事情(震災対応)があるため、熊本市は除いた。)

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

第2章 プラン策定の考え方

1 行政改革プラン 2015 中間評価の実施

行政改革プラン 2015 は、平成 27～30 年度の 4 年間を計画期間とし、平成 29 年度に外部有識者からなる「行政改革点検・評価委員会」を開催し中間評価を行い、行政改革点検・評価委員会からは、財政基盤の抜本的な強化につながる施策の推進や民間の活用・連携の一層の工夫など、様々な観点からの提言をいただきました。

■行政改革点検・評価委員会による提言

- ・ 財政基盤の抜本的な強化につながる施策推進や民間活用などに留意すべき
- ・ 継続事業や既存施設について、真の「選択と集中」を断固実行すべき
- ・ 歳入の一層の増加にも取り組む必要があり、広告収入など民間の活力を導入すべき
- ・ 職員の意識改革をはじめ ICT の利活用など生産性向上にもつながるよう働き方を抜本的に見直すべき
- ・ 市役所が直接行う必要がある仕事かなどの視点で業務を見直し、民間委託など官民連携手法の導入を進めていくべき
- ・ ニーズが低い、あるいは代替手段がある行政サービスについては、取扱い業務のダウンサイ징の検討も必要

2 計画期間

2018 年 10 月～ 2022 年度の 4 年 6 か月間

新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」^{※20}の計画期間（平成 27～34 年度）にあわせて、2022（平成 34）年度までを計画期間とします。

3 改革の基本的な方向性～市民サービスの維持向上の視点に立った重要課題への対応～

行政改革プラン 2015 では、「I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上」「II 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化」「III 持続可能な財政運営の確立」を掲げ、改革の取組を深化させてきました。

このたび策定する「新潟市行政改革プラン 2018」では、行政改革プラン 2015 に位置づけられている取組のうち、市民との情報共有の徹底した推進や市民参画・協働の充実・拡大など、これまでの取組を深化させるとともに、さらなる市民サービスの維持・向上や 2 ページに記載した「行政改革における主な重要課題」（本格的な人口減少、少子・

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

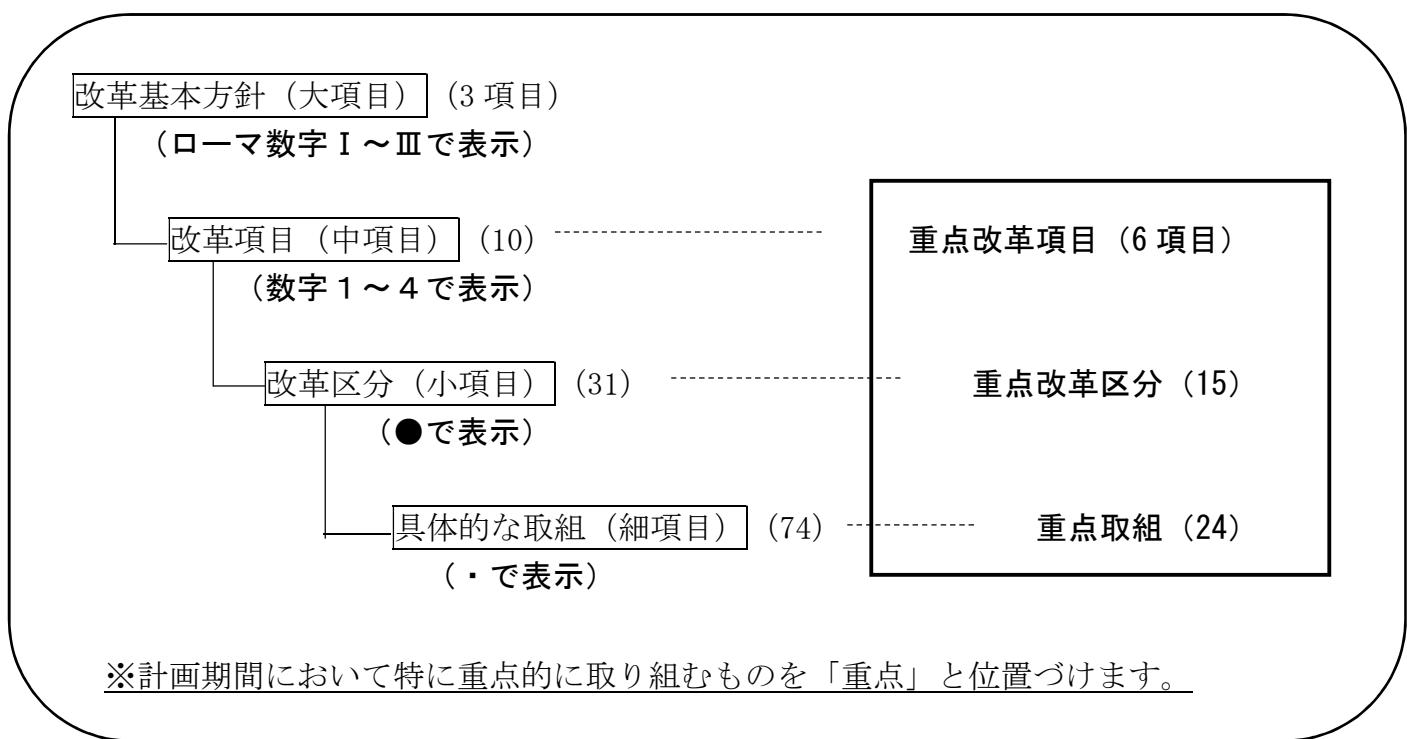
超高齢社会の到来、扶助費をはじめとする社会保障費の増大、市債残高の増加や基金の大幅な減少、公共施設の最適化、市役所内部の組織・定員の適正化)により一層、的確かつ迅速に対応するため、以下に掲げる項目を「重点改革項目」として位置づけ、着実に推進していきます。

◎重点改革項目

- ① 選択と集中による経営資源の適正配分
- ② 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現
- ③ 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討
- ④ 持続可能な財政運営
- ⑤ 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化
- ⑥ ファシリティマネジメント^{※21}の考え方に基づいた財産経営のさらなる推進

◎改革項目と重点の構成

プラン 2018 における全体の改革項目の構成と重点との関係は以下のとおりです。



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

◎新潟市行政改革プラン 2018 の構成

新潟市行政改革プラン 2015	新潟市行政改革プラン 2018
<p>I 時代の変化に即応した行政経営品質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政策課題の高度化への対応 2 本市にふさわしい大都市制度への対応 3 選択と集中による経営資源の適正配分 4 戦略的な組織・人材マネジメントによるガバナンスの強化 	<p>I 行政経営品質の向上に向けた取組の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選択と集中による経営資源の適正配分 【重点①】 2 戰略的な都市経営の推進 3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現 【重点②】
<p>II 市民や民間とのパートナーシップ・連携の深化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進 2 市民との情報共有と市民参画の推進 3 民間活力の効果的な活用と制度的検証 	<p>II より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民や民間など多様な主体とのさらなる協働の推進 2 市民への情報公開・情報発信と市民参画の推進 3 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討 【重点③】
<p>III 持続可能な財政運営の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財政予測計画をふまえた持続可能な財政運営 2 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進 3 地方公営企業などの経営改革 	<p>III 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 持続可能な財政運営 【重点④】 2 新たな財源を含む歳入の確保と債権管理の適正化 【重点⑤】 3 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進 【重点⑥】 4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善の推進

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

第3章 改革基本方針～具体的な取組

I 行政経営品質の向上に向けた取組の強化

1 選択と集中による経営資源の適正配分（重点①）

市民の皆さまが安心して暮らせる「安心政令市にいがた」を確立していくには、限られた経営資源の適正配分を徹底し、持続可能な財政運営を図る必要があります。

事業の選択と集中をより一層徹底するため、事務事業点検により本市のサービス水準や他都市の先進事例などを把握し、国や新潟県等との制度や事業との役割分担にも配慮しながら、常に事業のあり方・やり方を精査し、効果的・効率的な経営資源（予算、組織、人員）の適正配分に取り組みます。

また、市役所内部の体制も業務量などに応じた効率的なものとなるよう同規模政令指定都市の状況も考慮しながら、組織の最適化と定員管理のさらなる適正化を進めます。

なお、各課の共通事務の一元化など業務の集約化を進め、内部事務の効率化・簡素化に取り組むとともにAI^{※22}をはじめとした先端技術の活用など、情報化社会の変革に対応したICTの活用にも積極的に取り組んでいきます。

- 事業のあり方・やり方の抜本的な見直し
 - ・ 全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し【重点取組①】
 - ・ 行政サービスの提供主体・方法、人員体制など業務運営手法の見直し【重点取組②】
 - ・ 専門性や効率性の観点をふまえた業務体制の見直し【重点取組③】
(戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約化・センター化や介護認定審査業務^{※23}の集約化など)
- 簡素で効率的な組織体制の再構築（本庁、区役所、出張所の組織の見直し）
 - ・ 業務の見直しに合わせた組織の見直し
 - ・ 利用実態や地域での役割、市民サービス向上の観点を考慮した出張所、連絡所^{※24}のあり方の検討【重点取組④】
- 定員管理の適正化
 - ・ 総人件費を意識した定員の適正化【重点取組⑤】
 - ・ 会計年度任用職員制度^{※25}への対応【重点取組⑥】
- 内部事務の集約化・効率化と情報化社会の変革に対応したICTの活用
 - ・ 庶務など各課共通事務の部内での一元化【重点取組⑦】
 - ・ 総務事務システム^{※26}の導入と全庁的な総務事務センター^{※27}設置の検討【重点取組⑧】

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

- ・ ICT 戦略に基づく施策実施、ガバナンス^{※28}推進及びAI等の先端技術の活用に向けた調査・検討（費用対効果を含めて有効性が認められるものは積極的に導入）
- ・ 収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済方法の調査・検討（費用対効果を含めて有効性が認められるものは積極的に導入）
- ・ 情報システム最適化の推進（共通基盤システム^{※29}を活用したコスト削減と業務効率化の推進）

2 戰略的な都市経営の推進

都市経営は中長期的なビジョンに立って、目標や目的を明確化し、それらを達成するためには経営資源を投入していく戦略的なプロセスが必要です。

本市では、総合計画「にいがた未来ビジョン」に掲げる都市像の実現のため、実施計画など主要施策を戦略的に実施することで、拠点化と個性化を軸につくりあげてきた政令指定都市の土台をより強固にするまちづくりを推進していきます。

また、地方分権・都市内分権への対応として、権限移譲や規制緩和のより一層の推進や、区の今後のあり方の検討など政令市にいがたにふさわしい大都市制度について検討を進めるとともに、組織内部のマネジメント機能の強化を図り戦略的な都市経営を推進していきます。

さらに、個々の市町村単位での行政のフルセット主義^{※30}を排して広域的な圏域マネジメント^{※31}体制を確立し、行政サービスを効率的に提供していきます。

- 新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）実施計画の着実な推進
 - ・ 実施計画に掲げる施策の戦略的実施
- 地方分権・都市内分権への対応
 - ・ 権限移譲や規制緩和のさらなる推進
 - ・ 区の今後のあり方の検討（「総合区^{※32}のあり方・方向性」、「区域・規模のあり方・方向性」といった中・長期的課題の検討など）
 - ・ 新潟らしい教育改革の推進（地域の実状などを市全体の教育行政に反映するために教育ミーティング^{※33}を深化）
- 組織内部のマネジメント機能の強化
 - ・ 事務の適正な執行に向けた内部統制^{※34}の確立
 - ・ 監査制度の充実・強化への対応（監査基準の見直しなど）
 - ・ 成果志向による組織マネジメントの徹底
 - ・ 現場からの改善提案・改善実践の一層の推進強化
- 広域的な圏域マネジメント体制の確立
 - ・ 新潟広域都市圏^{※35}等の取組のさらなる推進

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現（重点②）

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するには、職員の能力、意欲の向上とこれらを最大限引き出す組織マネジメントに取り組み、組織力の向上と働き方改革につなげていく必要があります。

そのため、人材育成をはじめとした人材マネジメント機能の強化とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性登用など組織の活力と多様性を高める取組を積極的に推進します。

あわせて、業務効率の向上を図るため、コミュニケーションの活性化や職員が能力を発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革にも取り組みます。

● 人材マネジメント機能の強化

- ・ 人材育成の充実とキャリア形成を念頭に置いた適材適所の人員配置
- ・ 公平で納得度の高い人事評価の実施
- ・ 役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進【重点取組⑨】
- ・ 職員の意欲向上・能力発揮に向けた職員満足度の向上

● ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両立しやすい勤務形態のさらなる検討【重点取組⑩】
- ・ 時間外勤務の縮減【重点取組⑪】
- ・ 休暇を取得しやすい職場環境の整備【重点取組⑫】

● 職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革の推進

- ・ 業務効率の向上につながる職場環境の検討・実現【重点取組⑬】
- ・ WEB会議システム^{※36}の導入検討【重点取組⑭】

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

II より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進

1 市民や民間など多様な主体とのさらなる協働の推進

人口減少とともに少子高齢化の急速な進展により、地域の人口構成が大きく変化していくなか、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活がおくれるよう、地域やNPOなどの多様な事業主体により、高齢者を地域で支える仕組づくりを進めています。

また、地域のまちづくりの担い手として、地域の防災・防犯、教育、福祉など、さまざまな課題に対し、行政、民間企業、NPOなどと連携しながら解決できるよう、地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援を行います。

- 地域福祉や地域活動を支える担い手の創出・支援
 - ・ 支えあい、助け合う地域づくりを目指した地域福祉の推進
 - ・ 地域活動の担い手を育む仕組みづくり（住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積）
- 地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援
 - ・ 地域コミュニティ協議会^{※37}の運営及び活動の支援
 - ・ 地域活動の活性化に向けた支援制度の検証や見直し

2 市民への情報公開・情報発信と市民参画の推進

透明性の高い開かれた市政運営の基盤である情報公開・情報発信など市民との情報共有を行い、各種施策の目標や課題の共有に努めるとともに、事業の見直しや廃止を行う場合には、過去の事業の効果を評価・検証し、市民への説明責任を果たしていきます。また、附属機関等^{※38}の委員など市政への参画や協働の充実・拡大に向けた取組を推進します。

そのほか、協働を実践できる職員の育成など、職員の意識改革や府内体制の整備にも取り組んでいきます。

- 市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進
 - ・ 文書管理システム^{※39}の機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信、職員研修の充実
 - ・ 市民生活に密着した情報や災害時の緊急情報、行政サービス情報など、利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実
 - ・ 公会計に基づく財務書類^{※40}を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成
 - ・ 予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

- 市民参画・協働の充実・拡大
 - 附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大
- 職員の意識改革と協働を実践しやすい府内体制の整備
 - 協働を実践できる職員の育成、府内外の連携における情報共有

3 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討（重点③）

事務事業点検をふまえた業務のあり方・やり方の精査の中で、民間などとの役割分担の見直しにより、多様な担い手との連携・協働などを積極的に検討・推進していくとともに、より連携しやすい環境づくりに向け民間事業者との対話を進めるなど制度の整備にも取り組みます。

また、市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立するため、効果の見込める分野への民間活力の活用を積極的に進めています。

さらに、市が運営する施設についてあり方を検討し、適正化に取り組みます。保育園については、多様な保育ニーズに的確かつ持続的に対応するため、現在の施設の老朽化なども考慮し、市立保育園が担う役割の明確化や民間活力の拡大を通じて、保育サービスの拡充につなげていきます。

幼稚園については、児童教育水準の更なる向上のため、施設を再編し、先進的な実践に取り組む拠点機能を拡充するなど、市立幼稚園の役割を明確化していきます。

- 民間活力の効果的活用に向けた検討・実施
 - 民間委託・指定管理者制度^{※41}などPPP手法^{※42}の導入推進
 - 新たな業務等への民間委託導入の検討（窓口業務、定型業務など）
 - 公民館、図書館における運営方法の検討
- さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備
 - 指定管理者制度の課題検証と解決に向けた制度の改善
 - PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入

【重点取組⑯】

- 市民サービスのさらなる向上への取組
 - 各区の実情や市民ニーズに合った総合窓口サービスの実現
 - マイナンバーカード^{※43}の利活用による市民サービスの向上
 - 窓口アンケート^{※44}結果等に基づいた窓口サービスの改善・向上
 - （再掲）収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済方法の調査・検討

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

- 市が運営する施設のあり方の検討
 - ・ 市立保育園の適正配置に向けた検討（保育サービスの拡充や効率化に向けた民間活力の拡大）【重点取組⑯】
 - ・ 市立幼稚園の再編に向けた検討（幼児教育水準の向上のため、幼児教育の拠点機能など市立幼稚園の役割を明確化）【重点取組⑰】

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

III 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化

1 持続可能な財政運営（重点④）

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来世代に過度の負担を強いることなく持続可能な財政運営を確立していくためには、基金に頼らず収支均衡を図り、市債残高の縮減に取り組んでいく必要があります。

そのため、投資的経費^{※45}の厳正な事業選択や事務事業点検による見直しなど、計画的な歳出の見直しに取り組むとともに、市民への説明責任を果たすため、財務状況の開示や予算編成過程の見える化などの取組をより充実させていきます。

- 中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し
 - 財政予測計画^{※46}を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債を除いた市債残高の減少目標に配慮した財政運営 **【重点取組⑯】**
 - （再掲）全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し **【重点取組①】**
- 公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信
 - 総務省の統一的な基準による財務書類を作成・公表し、コスト分析・ストック^{※47}分析の予算などへの有効活用
 - （再掲）公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成
 - （再掲）予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有

2 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化（重点⑤）

本市ではこれまで、都市基盤整備などの拠点化や地域経済の活性化に向けた施策を展開し、税収の増加に向けた取組みを推進してきました。

更に、行財政改革の取組として、市税等の収納率の向上や債権管理の適正化に引き続き取り組んでいくとともに、各種広告資産の活用など新たな財源の確保にも積極的に取り組んでいきます。また、使用料については、受益と負担水準を検証しながら、負担水準の適正化^{※48}に努めています。

- 市税等の収納率の向上と債権管理の適正化
 - 市税等の効果的、効率的な徴収（市税や国民健康保険料など） **【重点取組⑯】**
 - 市債権の適正な管理（新規未収債権の発生を抑制、回収不能債権の償却^{※49}）
【重点取組⑰】
- ネーミングライツ^{※50}の導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施
 - 広告収入の拡大やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源の確保
【重点取組⑱】

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

- 受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化
 - ・ 公共施設使用料や各種手数料の見直しなど、行政サービスの受益と負担の適正化及び減免対象や減免率などの適正化 **【重点取組⑫】**

3 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進（重点⑥）

限られた財源の中で全ての施設を維持することは困難な状況であり、行政サービスをできる限り維持しつつ、総量の削減に努める必要があります。

「公共施設の総量削減とサービス機能の維持」及び「インフラ資産の計画的・効率的な維持管理・更新と既存施設の長寿命化」を図ることを基本方針とする新潟市財産経営推進計画^{※51}に基づき、地域と連携しながら利用状況やコストを意識し、施設集約による多機能化・複合化や運用上の工夫などにより公共施設の最適化を図る地域別実行計画を策定し、地域の実情に応じた将来的なニーズに見合った効率的な財産経営を推進します。加えて、公共施設の最適化を図るため、全市的な視点から施設の種類ごとの方針について検討を進めます。

また、引き続き、計画的な維持保全により公共施設やインフラ資産の長寿命化に取り組むとともに、市が保有する財産の精査を行い、未利用財産については民間のアイディアを活用しながら、売却、貸付など利活用を進めていきます。

- 将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進
 - ・ 住民との協働によるコストや利用状況を意識した地域ごとの公共施設の最適化
(注) (地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など)

【重点取組⑬】

- ・ 全市的な視点による施設種類ごとの最適化に向けた方針の検討

(注) 公共施設の最適化について

公共施設の総量削減とサービス機能の維持という、相反する方針を推進するために、施設の有効活用の最大化を図ること。

具体的な手法として、「多機能化・複合化」や「集約化」、「用途転用」、「運用上の工夫」などがある。

具体的な最適化のイメージについては、巻末の資料編 P39～41 参照。

- 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進
 - ・ 計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進
 - ・ 計画的な維持保全によるインフラ資産（道路・橋梁、公園）の長寿命化、維持管理効率化の推進
 - ・ 下水道ストックマネジメント^{※52}に基づく効率的な維持管理の実施

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

- 市有財産の有効活用の推進
 - ・ 市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進【重点取組⑭】
 - ・ (再掲) PPP 手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入【重点取組⑮】

4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善の推進

公共性と企業性を併せ持つ外郭団体^{※53}は、行政機能を補完して公共的・公益的な事業やサービスの提供を民間の経営ノウハウを活用しながら効果的・効率的に行うために設立され、重要な役割を担っている一方で、自立性を高める経営改善を継続的に行っていくことが求められています。

また、水道、下水道、病院事業などの公営企業等についても、それぞれの定める計画等に基づき、可能な分野についてはより一層の民間活力の導入など、経営改革・改善に取り組み、財政状況の健全性の維持・向上を図っていく必要があります。

- 外郭団体評価の継続実施による団体の経営改善の推進
 - ・ 外郭団体評価に基づく経営改善（市の関与縮小など）
- 水道事業の経営改善の推進
 - ・ 施設規模の適正化
 - ・ 業務効率化に向けた民間委託のさらなる検討
- 病院事業の経営改善の推進
 - ・ 収益の確保と適正な費用による経営の健全化
- 下水道事業の経営改善の推進
 - ・ 第二次下水道中期ビジョン^{※54}に基づく効率的な浸水対策・合流改善事業の推進
 - ・ 農業集落排水施設^{※55}の下水道への編入
 - ・ 自立した経営の確立
- その他特別会計の効率的な運営の強化
 - ・ 【国民健康保険事業】国民健康保険事業の安定的運営の推進
 - ・ 【介護保険事業】介護給付の適正化（国保連合会への給付適正化事業の委託内容見直しや、ケアプランチェック^{※56}体制の強化等により、給付適正化の取組を進める）
 - ・ 【中央卸売市場事業】歳入確保に向けた取組の強化（空区画の新規貸付の取組を強化し、空区画の解消を図る）
 - ・ 【と畜事業】施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化
 - ・ 【母子父子寡婦福祉資金貸付事業】効率的な運営による収支の均衡回復

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

第4章 行政改革プラン2018の推進方法

1 行政改革プラン2018の推進体制

プラン2018は、市長を本部長とし、副市長、区長・部長等の庁議メンバーを委員とする「新潟市行政改革推進本部」で、進行・進捗管理を行っていきます。

2 行政改革プラン2018の進捗マネジメント

進捗状況や達成度については、年度終了後、「具体的な改革項目」ごとの取組工程および指標について、担当部局による自己評価・検証を行い、今後の方向性を明示し必要な改善を行うことにより、より実施効果の高い取組としていきます。

さらに、計画期間の2年経過後には、計画の中間評価を行い、プラン後半に生かしていく、PDCAサイクルを確立します。



3 進捗管理の公表

プラン2018の進捗状況は、進捗管理シートにとりまとめ、市民にわかりやすく、ホームページや市政情報室で公表し、透明性を高めていきます。

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

<進捗管理シート> (イメージ)

改革基本方針

改革項目(中項目)							No.	
改革区分(小項目)							担当課	
具体的な取組(細項目)								
現状と課題 (これまでの取組み)								
事業の目標・目的 (考えられる効果)	<p>«計画期間の目標»</p> <p>«事業の最終目標»</p> <p>PLAN (計画) …現状の実績や将来の予測などをもとにした計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目標・目的 (考えられる効果)、計画期間の目標、事業の最終目標 取組の内容、現状と最終目標を考慮した取組工程、指標 							
取組の内容								
改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)	2018年度			2019年度		2020年度	
		現状(上期)	計画(下期)	実績	計画	実績	計画	実績
指標								
進捗管理	(各年度10月に実施)	2018年度	2019年度	2020年度				
	取組の状況	上半期 (4~9月)	<p>DO (実行) …計画に沿った取組を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組を実施し、年度途中において取組の状況を把握する 					
年度評価	(年度終了後に実施)	2018年度	2019年度	2020年度				
	取組工程、指標に対する評価	<p>CHECK (評価) …計画に沿った取組か評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度評価：取組が計画に沿っているか、年度終了後に点検、評価 						
	課題、今後の方針、改善事項など	<p>ACTION (改善) …進捗状況に合わせた改善を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度評価：進捗が遅れている取組を分析し、次年度に改善 						
計画期間の中間評価	(2020年度に実施)	中間評価			2020年度以降			
	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)	<p>CHECK (評価) …計画に沿った取組か評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の中間評価：取組が計画に沿っているか、中間評価を実施 						
	課題、今後の方針、改善事項など	<p>ACTION (改善) …進捗状況に合わせた改善を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の中間評価：進捗状況を分析し、計画後半に向け改善 						

(※2021～2022年度も同様に進捗管理及び評価を実施)

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説 (P43～) を参照

第5章 行政改革プラン2018の重点改革項目と具体的な取組一覧

1 行政改革プラン2018の重点改革項目

No	重点改革項目	数値目標・取組目標	重点改革区分	重点取組
1	選択と集中による経営資源の適正配分	◎職員の定員管理(2023年3月) ・5年間で220人削減 ◎職員の年齢の平準化(2023年3月) (人数の少ない年齢層である中堅職員の充実に向けた中途採用の取組) ・目標●●人(現状●●人)	(1)事業のあり方・やり方の抜本的な見直し (2)簡素で効率的な組織体制の再構築(本庁、区役所、出張所の組織見直し) (3)定員管理の適正化 (4)内部事務の集約化・効率化と情報化社会の変革に対応したICTの活用	①全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し ②行政サービスの提供主体・方法、人員体制など業務運営手法の見直し ③専門性や効率性の観点を踏まえた業務体制の見直し (戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約化・センター化や介護認定審査業務の集約化など) ④利用実態や地域での役割、市民サービス向上の観点を考慮した出張所、連絡所のあり方の検討 ⑤総人件費を意識した定員の適正化 ⑥会計年度任用職員制度への対応 ⑦庶務など各課共通事務の部内での一元化 ⑧総務事務システムの導入と全庁的な総務事務センター設置の検討
2	職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現	◎一人当時間外勤務時間数／月 ・目標設定～実施～検証 ◎男性職員の育児休業取得率 ・13%以上(2023年3月) ◎管理職に占める女性割合 ・30%以上(2023年3月)	(5)人材マネジメント機能の強化 (6)ワーク・ライフ・バランスの推進 (7)職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革の推進	⑨役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進 ⑩勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両立しやすい勤務形態のさらなる検討 ⑪時間外勤務の縮減 ⑫休暇を取得しやすい職場環境の整備 ⑬業務効率の向上につながる職場環境の検討・実現 ⑭WEB会議システムの導入検討
3	民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討	◎新たな業務の民間委託・アウトソーシングの導入 ・検討～実施 ◎市立保育園の適正配置 ・計画策定～実施	(8)さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備 (9)市が運営する施設のあり方の検討	⑮PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入 ⑯市立保育園の適正配置に向けた検討(保育サービスの拡充や効率化に向けた民間活力の拡大) ⑰市立幼稚園の再編に向けた検討(幼児教育水準の向上のため、幼児教育の拠点機能など市立幼稚園の役割を明確化)

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

No	重点改革項目	数値目標・取組目標	重点改革区分	重点取組
4	持続可能な財政運営	◎市債残高(2023年3月) ・3,800億円以下 ◎年度末基金残高 ・着実な積立	(10)中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し	(10)財政予測計画を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債を除いた市債残高の減少目標に配慮した財政運営 (再掲①)全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し
5	新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化	◎主要債権の収納率 ・前年以上 ◎新たな財源の確保 ・検討～実施	(11)市税等の収納率の向上と債権管理の適正化 (12)ネーミングライツの導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施 (13)受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化	(19)市税等の効果的、効率的な徴収(市税や国民健康保険料など) (20)市債権の適正な管理(新規未収債権の発生を抑制、回収不能債権の償却) (21)広告収入の拡大やネーミングライツの導入などさらなる自主財源の確保 (22)公共施設使用料や各種手数料の見直しなど、行政サービスの受益と負担の適正化及び減免対象や減免率などの適正化
6	ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進	◎公共施設の最適化を地域別に検討 ・地域別実行計画の策定～実施 (2018年度 1件策定、2019年度 2件策定) ◎全市的な施設を含む種類毎の方針 ・検討～策定	(14)将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進 (15)市有財産の有効活用の推進	(23)住民との協働による利用状況やコストを意識した地域ごとの公共施設の最適化(地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など) (24)市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進 (再掲⑯)PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

2 行政改革プラン 2018 の体系（具体的な取組一覧）

【改革基本方針 I】 行政経営品質の向上に向けた取組の強化

「市民地域」は市民や地域に関する取組

改革項目(中項目)	改革区分(小項目)	シートNo.	具体的な取組(細項目)	重点	市民地域
1 選択と集中による経営資源の適正配分	1 事業のあり方・やり方の抜本的な見直し	1	全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し	(1)	
		2	行政サービスの提供主体・方法、人員体制など業務運営手法の見直し	(2)	
		3	専門性や効率性の観点をふまえた業務体制の見直し (戸籍事務や国民健康保険料徴収業務の集約化・センター化や介護認定審査業務の集約化など)	(3)	
	2 簡素で効率的な組織体制の再構築(本庁、区役所、出張所の組織の見直し)	4	業務の見直しに合わせた組織の見直し		
		5	利用実態や地域での役割、市民サービス向上の観点を考慮した出張所、連絡所のあり方の検討	(4) ○	
	3 定員管理の適正化	6	総人件費を意識した定員の適正化	(5)	
		7	会計年度任用職員制度への対応	(6)	
	4 内部事務の集約化・効率化と情報化社会の変革に対応したICTの活用	8	庶務など各課共通事務の部内での一元化	(7)	
		9	総務事務システムの導入と全庁的な総務事務センター設置の検討	(8)	
		10	ICT戦略に基づく施策実施、ガバナンス推進及びAI等の先端技術の活用に向けた調査・検討(費用対効果を含めて有効性が認められるものは積極的に導入)		
		11	収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済方法の調査・検討(費用対効果を含めて有効性が認められるものは積極的に導入)		
		12	情報システム最適化の推進(共通基盤システムを活用したコスト削減と業務効率化の推進)		
2 戰略的な都市経営の推進	1 新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)実施計画の着実な推進	13	実施計画に掲げる施策の戦略的実施		
		14	権限移譲や規制緩和のさらなる推進		
	2 地方分権・都市内分権への対応	15	区の今後のあり方の検討(「総合区のあり方・方向性」、「区域・規模のあり方・方向性」といった中・長期的課題の検討など)		○
		16	新潟らしい教育改革の推進(地域課題の共有と教育ミーティングの深化)		○
	3 組織内部のマネジメント機能の強化	17	事務の適正な執行に向けた内部統制の確立		
		18	監査制度の充実・強化への対応(監査基準の見直しなど)		
		19	成果志向による組織マネジメントの徹底		
		20	現場からの改善提案・改善実践の一層の推進強化		
	4 広域的な圏域マネジメント体制の確立	21	新潟広域都市圏等の取組のさらなる推進		

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

改革項目(中項目)	改革区分(小項目)	シートNo	具体的な取組(細項目)	重点	市民地域
3 職員の意欲・能力を発揮できる人材育成と働き方改革の実現	1 人材マネジメント機能の強化	22	人材育成とキャリア形成を念頭に置いた適材適所の人員配置		
		23	公平で納得度の高い人事評価の実施		
		24	役職への女性や若手職員の積極的な登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進	(9)	
		25	職員の意欲向上・能力発揮に向けた職員満足度の向上		
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	26	勤務実態にあった勤務形態、育児・介護と両立しやすい勤務形態のさらなる検討	(10)	
		27	時間外勤務の縮減	(11)	
		28	休暇を取得しやすい職場環境の整備	(12)	
	3 職員が能力発揮しやすい職場環境を整えるオフィス改革の推進	29	業務効率の向上につながる職場環境の検討・実現	(13)	
		30	WEB会議システムの導入検討	(14)	

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

【改革基本方針Ⅱ】 より良い市民サービスの提供に向けた多様な主体との協働の推進

「市民地域」は市民や地域に関する取組

改革項目(中項目)	改革区分(小項目)	シートNo	具体的な取組(細項目)	重点	市民地域
1 市民や民間など多様な主体とのさらなる協働の推進	1 地域福祉や地域活動を支える担い手の創出・支援	31	支えあい、助けあう地域づくりを目指した地域福祉の推進		○
		32	地域活動の担い手を育む仕組みづくり(住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積)		○
	2 地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援	33	地域コミュニティ協議会の運営及び活動の支援		○
		33	地域活動の活性化に向けた支援制度の検証や見直し		○
	1 市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進	35	文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信、職員研修の充実		
		36	市民生活に密着した情報や災害時の緊急情報、行政サービス情報など、利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実		○
		37	公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成		○
		38	予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有		○
2 市民への情報公開・情報発信と市民参画の推進	2 市民参画・協働の充実・拡大	39	附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大		○
	3 職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備	40	協働を実践できる職員の育成、庁内外の連携における情報共有		
	1 民間活力の効果的活用に向けた検討・実施	41	民間委託・指定管理者制度などPPP手法の導入推進		
		42	新たな業務等への民間委託導入の検討(窓口業務、定型業務など)		
		43	公民館、図書館における運営方法の検討		
	2 さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備	44	指定管理者制度の課題検証と解決に向けた制度の改善		
		45	PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入	(15)	
3 民間活力の効果的な活用、市が運営する施設のあり方の検討	3 市民サービスのさらなる向上への取組	46	各区の実情や市民ニーズに合った総合窓口サービスの実現		○
		47	マイナンバーカードの利活用による市民サービスの向上		○
		48	窓口アンケート結果等に基づいた窓口サービスの改善・向上		○
		再11	収納業務効率化・住民の利便性向上のため、先端技術を活用した新たな決済方法の調査・検討(費用対効果を含めて有効性が認められるものは積極的に導入)		
	4 市が運営する施設のあり方の検討	49	市立保育園の適正配置に向けた検討(保育サービスの拡充や効率化に向けた民間活力の拡大)	(16)	○
		50	市立幼稚園の再編に向けた検討(幼児教育水準の向上のため、幼児教育の拠点機能など市立幼稚園の役割を明確化)	(17)	○

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

【改革基本方針Ⅲ】 持続可能なまちづくりに向けた財政基盤の強化

「市民地域」は市民や地域に関する取組

改革項目(中項目)	改革区分(小項目)	シートNo	具体的な取組(細項目)	重点	市民地域
1 持続可能な財政運営	1 中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し	51	財政予測計画を踏まえ、基金の着実な積立と臨時財政対策債を除いた市債残高の減少目標に配慮した財政運営	(18)	
		再1	全事務事業点検による業務のあり方・やり方の見直し	(1)	
	2 公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信	52	総務省の統一的な基準による財務書類を作成・公表し、コスト分析・ストック分析の予算などへの有効活用		
		再37	公会計に基づく財務書類を活用し、財務状況の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成		
		再38	予算編成過程や計画策定時における市民との情報共有		
	2 新たな財源を含めた歳入の確保と債権管理の適正化	53	市税等の効果的、効率的な徴収(市税や国民健康保険料など)	(19)	
		54	市債権の適正な管理(新規未収債権の発生を抑制、回収不能債権の償却)	(20)	
		55	広告収入の拡大やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源確保の積極的実施	(21)	
3 ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営のさらなる推進	1 将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進	56	公共施設使用料や各種手数料の見直しなど、行政サービスの受益と負担の適正化及び減免対象や減免率などの適正化	(22)	
		57	住民との協働による利用状況やコストを意識した地域ごとの公共施設の最適化(地域の公共施設のあり方について考えるワークショップ開催など)	(23)	○
	2 計画的な維持保全による公共施設などの長寿命化の推進	58	全市的な視点による施設種類ごとの最適化に向けた方針の検討		
		59	計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、維持管理効率化の推進		
		60	計画的な維持保全によるインフラ資産(道路・橋梁、公園)の長寿命化、維持管理効率化の推進		
	3 市有財産の有効活用の推進	61	下水道ストックマネジメントに基づく効率的な維持管理の実施		
		62	市が保有する財産の精査と売却を含めた有効活用の推進	(24)	
		再45	PPP手法の導入に向けた官民対話の推進と効果的な官民連携手法の検討・導入	(15)	
4 外郭団体や地方公営企業などの経営改善の推進	1 外郭団体評価の継続実施による団体の経営改善の推進	63	外郭団体評価に基づく経営改善(市の関与縮小など)		
		64	施設規模の適正化		
	2 水道事業の経営改善の推進	65	業務効率化に向けた民間委託のさらなる検討		
		66	収益の確保と適正な費用による経営の健全化		
	3 病院事業の経営改善の推進	67	第二次下水道中期ビジョンに基づく効率的な浸水対策・合流改善事業の推進		
		68	農業集落排水施設の下水道への編入		
		69	自立した経営の確立		
	4 下水道事業の経営改善の推進	70	国民健康保険事業 ・国民健康保険事業の安定的運営の推進		
		71	介護保険事業 ・介護給付の適正化(国保連合会への給付適正化事業の委託内容見直しや、ケアプランチェック体制の強化等により、給付適正化の取組を進める)		
		72	中央卸売市場事業 ・歳入確保に向けた取組の強化(空区画の新規貸付の取組を強化し、空区画の解消を図る)		
	5 その他特別会計の効率的な運営の強化	73	と畜事業 ・施設管理経費の圧縮、修繕計画の策定による修繕経費の平準化及び効率化		
		74	母子寡婦福祉資金貸付事業 ・効率的な運営による収支の均衡回復		

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説 (P43～) を参照

(巻末) 資料編

■新潟市行政改革プラン策定検討委員会による意見聴取

(1) 委員会の開催目的

次期行政改革プランの策定に関し、客観的かつ専門的な観点から助言を得ることを目的として、新潟市行政改革プラン策定検討委員会を開催。

(2) 委員名簿（敬称略・50音順）

氏 名	所 属
佐藤 紳文【委員長】	株式会社日本政策投資銀行 新潟支店長
佐野 由香利	新潟商工会議所女性会 事業企画委員会委員長 株式会社シンセンホールディングス 代表取締役社長
鷲見 英司	新潟大学経済学部経済学科 准教授
富澤 佳恵	特定非営利活動法人新潟N P O協会 理事
長谷川 雪子	新潟大学経済学部経済学科 准教授
藤澤 成 (第2回、第3回) ※今井幹文委員から交代	新潟経済同友会 専務理事

(3) 委員会の開催状況

開催日時	議 題
【第1回】 平成30年3月13日（火） 午前9時30分～正午	<ul style="list-style-type: none">● 検討委員会の進め方について● 本市の現状と課題認識について● 重点的に取り組む事項の説明 等
【第2回】 平成30年4月26日（木） 午前10時～正午	<ul style="list-style-type: none">● 次期行政改革プランの方向性（総論）について● 次期行政改革プランの構成と重点改革項目について
【第3回】 平成30年5月31日（木） 午前10時～正午	<ul style="list-style-type: none">● これまでの意見のとりまとめについて● 最終的な意見の集約

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

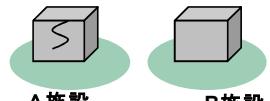
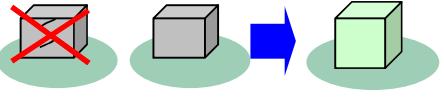
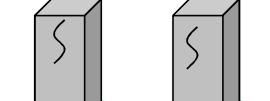
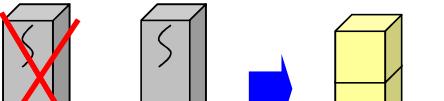
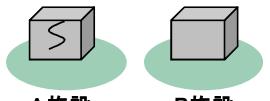
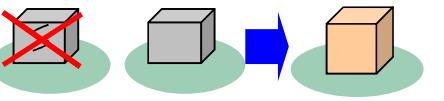
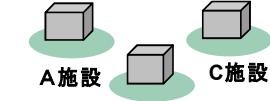
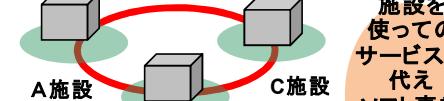
■多機能化・複合化、相互連携などの最適化の手法

老朽化などにより、複数の施設を統合する場合、下表に示すように、地域内の複数の建物同士で複合化したり、一つの施設であっても多目的に利用できたり、施設の管理・運営窓口を一本化することで、サービス水準を維持することができます。

これにより、スペースが余っている施設と足りない施設でスペースを補完しあい、お互いの機能を残して同居することなどにより、市民の利便性向上や効率的な管理・利活用が図れるなどの効果が期待されます。表に示した手法以外にも様々な手法が考えられます。

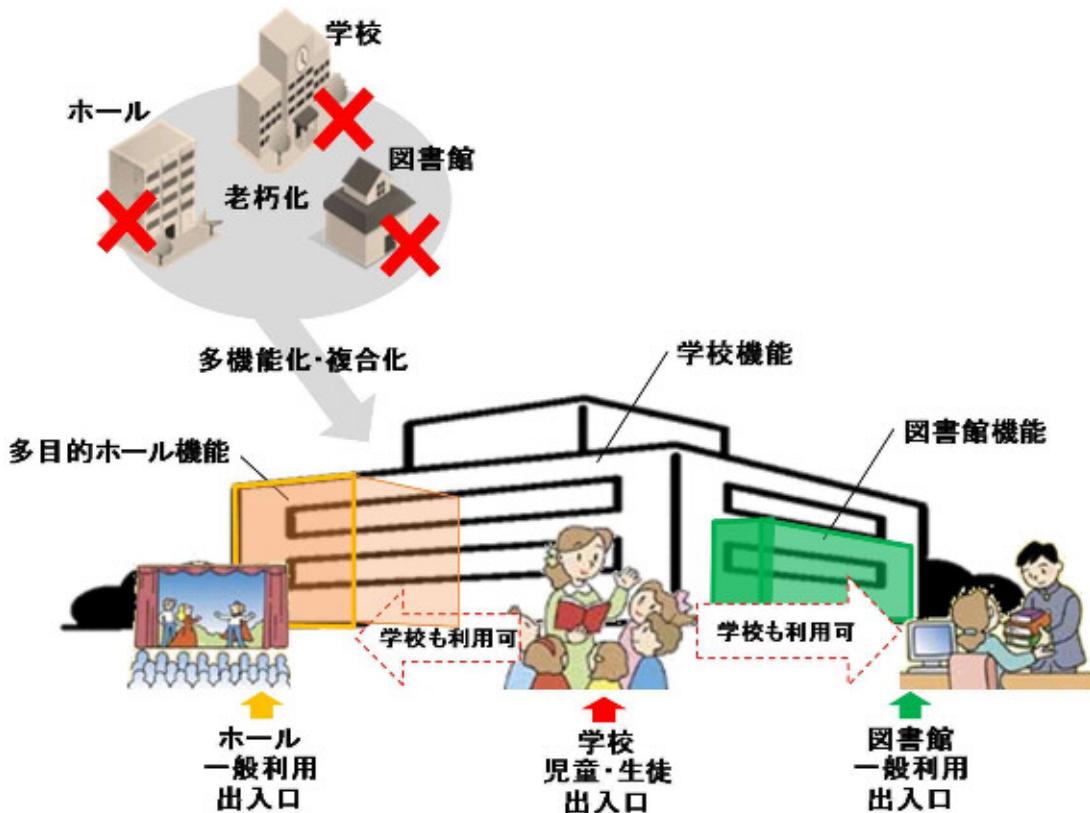
また、多機能化・複合化は、公共施設同士のみではありません。店舗など民間施設との複合化の例もあるので、地域にとって必要な民間サービスとの連携なども考えられます。

最適化の手法（例）※新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編より

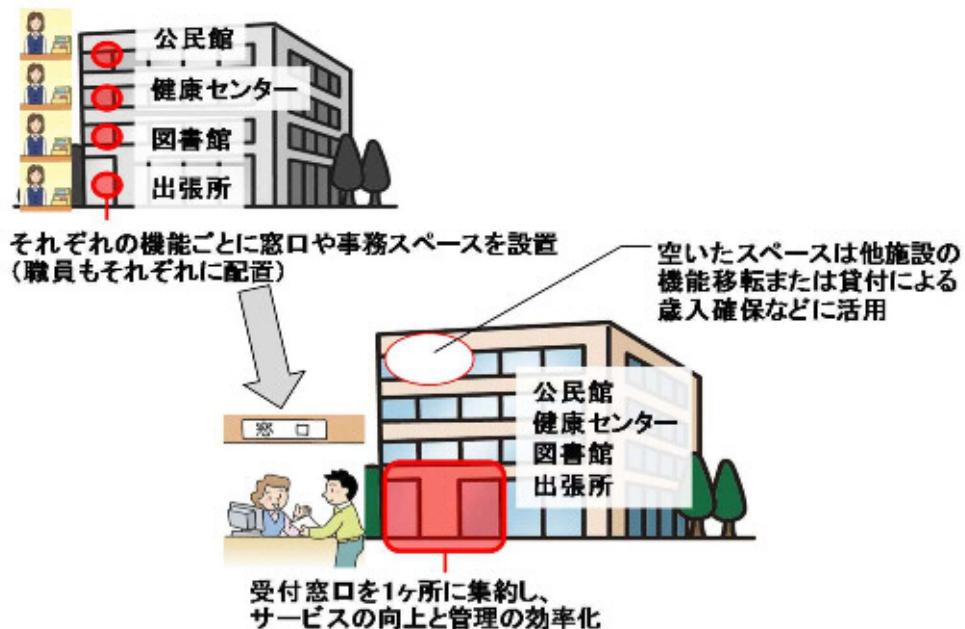
手法	現状	手法実施後
手法A 既存施設の 多機能化・複合化	 <p>A施設 老朽度:高 低・未利用室:なし B施設 老朽度:低 低・未利用室:あり</p>	 <p>A施設 廃止 (売却) B施設 集約・複合化 B施設の低・未利用 室を活用し、施設を 複合化(集約化)</p>
手法B 改築・大規模改修による集約化	 <p>A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:高</p>	 <p>A施設 廃止 (売却) B施設 改築または 大規模改修 B施設の改築 または大規模改修 (民間施設の活用も可)</p>
手法C 廃止施設の用途転用	 <p>A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:低</p>	 <p>A施設 廃止 B施設 廃止し 用途転用 B施設を 用途転用し活用</p>
手法D 各施設の相互連携 やソフトでの対応等 (運用上の工夫)	 <p>A施設 B施設 機能重複有 施設ごとに管理 C施設</p>	 <p>A施設 B施設 C施設 貸室管理・窓口の一本化 運用効率化によるコスト縮減 施設を 使っての サービスに 代え ソフト事業 や民間によ るサービス を提供</p>

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

最適化の事例① 学校などと他施設との多機能化・複合化



最適化の事例② 事務スペースの集約化



「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

■ 地域別実行計画の事例（潟東地域実行計画）

新潟市財産経営推進計画

潟東地域実行計画

【背景】

潟東地区では、3小学校の統合を契機として、公共施設のこれからを考えるワークショップを、平成27年8月から平成28年7月まで開催してきました。市では、ワークショップなどで得られた成果をもとに、公共施設の将来のあり方を示す「潟東地域実行計画」を策定しました。

公共施設の再編計画

【コンセプト】

潟東体育馆をコミセンに転用し、中心部をコンパクトにまとめつづ地域活性化・多世代交流を図る

【概要】

- 潟東体育馆を増築し、従来のスポーツ機能に加え、調理室などコミュニティ機能を複合し、コミセン化
- 改善センター跡地は、駐車場として整備
- 旧東小・西小は、地域の活性化に資するテーマを設定し、売却または貸付（民間活用）
- 旧小学校を民間活用する際は、一時避難場所とすることを条件（旧西小・南小は短期滞在も条件）
- 旧南小の活用方法は、引き続き検討

【効果】

- 潟東体育馆に施設が集約されコミセン化するとともに、駐車場も拡充されることで、中心性、拠点性、祭り時の使い勝手が向上し、賑わいや多世代交流が期待
- 学校跡地の民間活用による地域の活性化が期待
- 施設総量が縮減され、将来世代の負担軽減

注) コミセン：コミュニティセンターの略称

併せて検討



【再編の実施時期】

主要な施設の再編および民間への移管については、平成29年度から具体的な検討に着手し、5年を目途に再編を実施することとします。また、詳細な検討の進捗状況や、財政状況などにより、適宜見直しを行うこととします。

再編スケジュール

※見直しにより変更となる場合があります

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
潟東体育馆	存続	体育館への集約化に向けた構想・設計	改修・増築工事	コミセンとして利用	
農村環境改善センター	廃止		廃止に向け準備	廃止	除却し駐車場として整備
生活体験館	廃止			廃止	売却・貸付
潟東ゆう学館	存続	寿楽の機能受け入れに向けた整理・調整・検討	機能移転に向けた準備	ゆう学館として存続	
生きがいルーム寿楽	廃止			廃止に向け準備	廃止
ゲートボール場	廃止			体育館横に整備	売却・貸付
潟東小学校	新設	敷地内への新設小整備に向けた設計	工事	新設小利用開始ひまわり複合化	
潟東中学校	存続				
旧東小学校	廃止	民間活用に向けた準備	農業をテーマとした民間活用（一時避難場所とする協定締結）		
旧西小学校	廃止	民間活用に向けた準備	スポーツをテーマとした民間活用（一時避難場所とする協定締結）		
旧南小学校	検討	潟東小学校として利用 活用方法継続検討	検討内容を実施		
ひまわりクラブ	廃止			廃止	売却・貸付
潟東出張所	存続	健康センターの機能受け入れに向けた準備	改修工事	出張所として存続 健康センター複合化	
健康センター・デイサービスセンター	移譲	民間移譲を検討	検討内容を実施	民間移譲	
美術館・資料館・物産館	存続				
給食センター	存続		存続		

【今後の進め方】

詳細な検討を行う中で、必要な機能を確認し、機能の維持に努めます。

跡地については、民間事業者の意向調査を実施するなど可能性を把握します。また、事業者の選定にあたっての条件整理は、地域のみなさんとの協働でを行い、将来像が分かるように進めます。

■各区における出張所、連絡所の設置状況

(平成 30 年 3 月末現在：住民基本台帳人口)

区	人口	世帯	面積 (km ²)	出張所			連絡所数
					管内人口	管内世帯	
北 区	74,782	28,876	107.72	北出張所	26,810	11,120	3
東 区	137,438	60,679	38.62	石山出張所	40,218	17,762	1
中央区	175,961	86,532	37.75	東出張所	26,762	14,547	1
				南出張所	92,611	42,481	
江南区	69,030	26,961	75.42	横越出張所	12,195	4,385	3
秋葉区	77,317	29,698	95.38	小須戸出張所	9,569	3,440	0
南 区	45,158	15,905	100.91	味方出張所	4,245	1,398	0
				月潟出張所	3,544	1,201	
西 区	156,743	67,500	94.09	西出張所	35,198	14,862	2
				黒崎出張所	26,817	10,643	
西蒲区	57,737	20,345	176.55	岩室出張所	8,598	3,151	0
				西川出張所	11,187	3,935	
				潟東出張所	5,450	1,645	
				中之口出張所	5,787	1,771	
合計	794,166	336,496	726.44	14	308,991	132,341	10

「●●用語※番号」については、巻末の用語解説（P43～）を参照

用語解説

※1 経営資源

経営を行う上で必要となるもの。ここでは予算や組織・職員を指す。

※2 市債残高

市債とは、市が学校建設や道路整備のように臨時的に多額の費用が必要となるときに、国や銀行などから借り入れる資金のことをいい、市債残高は、年度を越えて累積している市債の総額。

※3 基金

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は資金を運用するために設けるもの。

※4 扶助費

義務的経費の一つで、生活保護法による生活扶助や身体障害者福祉法による各種給付など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付のほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※5 生産年齢人口（15歳以上65歳未満）

労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口のこと。年齢3区分別人口に基づく区分で15歳未満を年少人口、65歳以上を老人人口（高齢者人口）という。

※6 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられている経費。職員の給与等の人工費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

※7 県費負担教職員

市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員は、身分は市町村の職員としつつ、人事・給与負担は都道府県が行うこととされており、都道府県が給与を負担する教職員のことをいう。政令指定都市に限っては人事権を有していたが、平成29年度より、給与負担も都道府県から政令指定都市へ移譲された。

※8 公債費

義務的経費の一つで、地方債（市債）の発行に伴って、毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額。

※9 財政の硬直化

財源のうち、固定的に毎年支払わなければならない経費が増大することで、財政における政策の自由度が失われること。財政の弾力性（自由度）を分析するために用いられる概念で、一般に、歳出の総額に占める義務的経費の割合が高まっている状態をいう。

※10 政策的な経費

地方公共団体の歳出のうち、義務的経費のように毎年度継続して経常的に支出される経費に対して、経常的な経費を除いた経費。義務的経費に比べ団体の裁量の余地が多く、政策実現のために支出される。

※11 普通交付税

地方団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方団体に対して交付する地方交付税の一種。地方交付税の種類は、普通交付税（交付税総額の94%）及び特別交付税（交付税総額の6%）がある。

※12 臨時財政対策債

国の地方交付税として交付すべき財源の不足分を補てんするため、地方公共団体が発行する地方債。償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

※13 合併建設計画

政令指定都市への移行を目指した合併に際し、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図るため、新しいまちづくりの基本的指針として合併建設計画「新にいがたまちづくり計画」及び「新潟市・巻町合併建設計画」を策定。平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とし、道路や下水道などの都市インフラをはじめ、文化施設、スポーツ施設の整備、学校の改築などを実施。

※14 定員適正化

限られた人員（職員）を効果的・効率的に配分するための取組み。本市では定員配置計画を策定し、職員の年齢構成の平準化の推進、選択と集中による適正配置、多様な雇用形態に応じた人員管理などに取り組んでいる。

※15 普通会計

会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するために設けた統計用の基準。本市の場合、一般会計に土地取得事業会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計・公債管理事業会計を合算し、会計間の重複計上を除いたもの。

※16 ICT

Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と訳され、ITの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉。

※17 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成19年12月策定）では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

※18 ディーセント・ワーク

「働きがいのある人間らしい仕事」と訳され、1999年に国際労働機関総会において活動の主目標と位置付けられた。日本でもディーセント・ワークの概念の普及とともに、様々な労働政策の推進による実現が図られており、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」においてもディーセント・ワークの実現が盛り込まれている。

※19 働き方改革

働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、社会や風土も含めて変えようとする取組み。働く人の置かれた個々の事情に応じて、多様な働き方を選択でき、より良い将来の展望を持てるようにすることで、生産性を向上させるとともに、就業機会の拡大や、働く人一人ひとりの意欲・能力を存分に発揮できる環境を実現する。

※20 新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」

本市が目指す将来像の実現に向けたまちづくりについて示す計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成。「基本構想」「基本計画」は、平成27年度から平成34年度までの8年間における本市の目指す姿（都市像）を示す。施策の実現に向けた具体的な取組を掲載する実施計画については、変化の激しい社会・経済状況に機敏に対応するため2年ごとに策定。

※21 ファシリティマネジメント

市が所有するファシリティ（土地や建物など施設とその環境）を経営資源と捉え、経営的視点によりファシリティの最適化を図り、総合的に企画、管理、活用する経営管理活動。

※22 AI

Artificial intelligence の略で、多くの場合「人工知能」と訳され、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術や研究分野の総称。

※23 介護認定審査業務

厚生労働大臣が定める基準に従い、要介護認定や要支援認定に必要な事項の審査及び判定を行う業務。対象件数は年々増加し、全国的に業務量の肥大化が問題視されている。

※24 出張所、連絡所

区役所の管理の下に置かれる行政機関。様々な市民サービスを提供するために各地域に設置、職員が配置されている。出張所は14か所あり、戸籍・住民票・印鑑・市税証明の受付や交付、各種福祉関係の受付などの幅広い窓口サービスを担う。連絡所は10か所あり、基本的には区役所に属する課の管理の下に設置され、地域に密着した市民サービスを提供する。

※25 会計年度任用職員制度

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された制度で、施行は平成32年4月1日。新たな制度化に伴い、これまでの臨時・非常勤職員制度は抜本的に見直される。

※26 総務事務システム

人事・総務・経理といった各部署共通の間接業務について、全所属で利用できる共通基盤を整備することで、事務手続きの標準化、エラーチェックによる正確性の向上、処理の自動化による省力化を実現して、事務を効率化するソフトウェア又は提供されるサービス。

※27 総務事務センター

人事・総務・経理といった各部署共通の間接業務を集約することで、各部署における業務量の削減や、知識・ノウハウの集約による専門性の確保によって、全体における事務処理の効率化を図るための組織又はその手法。

※28 ICTガバナンス

組織が、ICTに関する企画・導入・運営及び活用を行うにあたって、すべての活動、成果及び関係者を適正に統制し、目指すべき姿へと導くための仕組みを組織に組み込むこと、または、組み込まれた状態のこと。

※29 共通基盤システム

各業務ごとに異なる機能を持ったシステムについて、使用する機器やソフトウェアを統合又は共通化することとで、効率化とコスト削減を実現するもの。

※30 フルセット主義

文化、教育、福祉などの様々な公共サービス及びサービス提供のための施設等について、全て単独の自治体それぞれが自ら整備、保有し、提供していくこうとする考え方。

※31 広域的な圏域マネジメント

地域において、複数の自治体が相互に役割分担し、連携・協力することにより、連携した自治体（圏域）において一定の人口と社会経済を維持するとともに、圏域全体として必要な公共サービスを確保する取組み。

※32 総合区

政令指定都市における区の役割の拡充のため、平成 26 年の地方自治法の改正により創設された制度。市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される特別職の総合区長を置くことができるもの。総合区長は地方自治法の規定により、総合区の職員を任免する（職員任免権）ほか、予算のうち総合区長が執行する事務に関し、市長に対し意見を述べること（予算意見具申権）ができる。（地方自治法第 252 条の 20 の 2）

※33 教育ミーティング

自治協議会委員や中学校区内の小・中学校の教職員、PTA、コミュニティ協議会などと、区担当教育委員との懇談・意見交換を通して、全市的な教育情報などを伝えるとともに、地域における教育の実状や区の特性などを把握し市全体の教育行政に反映するもの。

※34 内部統制

組織において業務を適切に進めるためのルールや手続きを定め、組織内のすべての人がそのルールに基づいて業務を行うことで、業務の適正さを確保する取組。会社法等に基づき民間企業には浸透が図られており、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の 4 つが目的とされている。平成 29 年度地方自治法改正（平成 32 年 4 月 1 日施行）により、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが義務付けられた。

※35 新潟広域都市圏

総務省の「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づき、平成 29 年 3 月 28 日に形成した圏域（連携中枢都市は新潟市）。7 市 3 町 1 村（新潟市、三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町）で構成され、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るための取組を連携して行っている。

※36 WEB 会議システム

離れた場所にいる相手とインターネット回線を介して会議を行えるシステム。主にパソコン、タブレットを使用し、映像や音声などを複数の場所でも即座にやり取りすることができる。

※37 地域コミュニティ協議会

市民と市が協働して、地域のまちづくりやその他の諸課題に取り組むことで、市民自治の推進を図るために、小学校区又は中学校区を基本として、自治会・町内会を中心に様々な団体等で構成された組織。地域づくりについて構成団体で情報を交換・共有し、話し合って、総合的な意思決定を行い、地域活動に反映・実践している。

※38 附属機関等

市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議、調査等を行うため、地方自治法第138条の4 第3項の規定に基づき設置した機関を「附属機関」という。また、本市では事務・事業の実施等にあたり、市民、学識経験者、関係行政機関、関係団体からの意見聴取を目的とし、要綱等に基づき開催する会合を「懇話会等」としており、「附属機関」とあわせ「附属機関等」としている。

※39 文書管理システム

文書を電子化し、文書事務を総合的に管理する情報システム。パソコンを介して、文書の収受、起案、回議、決裁、施行、保存、廃棄等を行う。

※40 公会計に基づく財務書類

国の新地方公会計制度に基づき地方公共団体が作成する貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4表。平成26年5月、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とする統一的な基準が示され、平成27年1月、すべての地方公共団体において作成・活用することが正式要請された。

※41 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する者が行う制度で、地方自治法第244条の2 第3項で規定。ノウハウを有する民間事業者等の団体が担うことにより、市民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的として導入されている。

※42 PPP手法

Public Private Partnership（公民連携）の略。「民間にできることは民間に委ねる」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。具体的にはPFI事業をはじめ、指定管理者制度、公設民営、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング、ネーミングライツ、定期借地活用など様々な手法がある。

※43 マイナンバーカード

マイナンバー（個人番号）を証明するICチップ付きのカード。本人確認の際の公的身分証明書として利用できるほか、住民票の写し等のコンビニ交付、e-Tax等の電子申請のサービス等の様々な行政サービスに利用できる。

※44 窓口アンケート

市民満足度の向上を図るため、現状の市民満足度を把握し、改善に活かすことを目的に実施しているアンケート。各区役所の区民生活課（中央区にあっては窓口サービス課）、健康福祉課の他、市税事務所の市民税課、各税務センターで実施。

※45 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

※46 財政予測計画

新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の計画期間（8年間）における中期的な財政見通しを試算したもの。国の税制改正や経済動向など諸事情の変化に対応するため、毎年度見直しをする。

※47 ストック

特定時点における存在量。財務書類においては貸借対照表の資産や負債などを指す。

※48 負担水準の適正化

特定の者が行政サービスを利用して受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において負担いただく料金を適正に設定すること。

※49 回収不能債権の償却

滞納者の困窮や行方不明、消滅時効の成立などで回収が不能となった債権について、回収不能額を損失計上すること。

※50 ネーミングライツ

スポーツ、文化施設等に、社名やブランド名、愛称等を名称として付与する権利（命名権）で、何らかの対価に対して命名権を販売するビジネスの総称としても使用される。地方公共団体においては、民間団体等との契約や協定により、公の施設等の命名権を付与し、施設の管理・運営にあてる命名権料や、施設の維持といったサービスを対価とする手法をいう。

※51 新潟市財産経営推進計画

公共施設やインフラ資産について、その老朽化や利用需要の変化などの課題に対し、経営的な視点に基づく効率的な管理・利活用を進めるため、平成27年度に策定した計画。国が示す公共施設等総合管理計画に該当。本市の財産経営の基本的な考え方を示した「基本方針編」、公共施設についての取り組みの進め方を示した「公共施設マネジメント編」及びインフラ資産について同様に示した「インフラ資産マネジメント編」の3編構成。

※52 下水道ストックマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」（平成27年11月、国土交通省策定）において推進された。

※53 外郭団体

行政活動の代行的、補完的機能を果たすことの目的とし、市が出資するなどして設立された地方公社や財團法人、株式会社などのほか、継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体。

※54 第二次下水道中期ビジョン

少子高齢化や人口減少、近年の局所的な集中豪雨にともなう浸水対策、環境負荷を抑えた循環型社会への転換、厳しさを増す経営環境などの下水道事業を取り巻く状況の大きな変化に対応し、効果的な事業運営を行うために策定する基本計画。平成20年度から平成30年度を計画期間とした「新潟市下水道中期ビジョン」（平成26年度改訂）が平成30年度末に期限を迎えるにあたり、新たに平成31年度から平成40年度を計画期間として策定するもの。

※55 農業集落排水施設

農村地域における農業用水路が生活排水の受入先となっている集落において、各家庭のし尿、生活排水などの汚水を処理することにより、農業用排水や公共用水域の水質保全を目的とした施設。

※56 ケアプランチェック

介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が介護支援専門員とともに検証確認すること。